

# 広島市報

定期第1124号  
令和6年1月31日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(第39号).....4
- 広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例(第40号).....4
- 広島市運動場条例の一部を改正する条例(第41号).....4
- 広島市立学校条例の一部を改正する条例(第42号).....5
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(第43号).....5
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第44号).....5
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第45号).....6

### 規 則

- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則(第52号).....19
- 広島市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第53号).....20
- 広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則(第54号).....20
- 広島サッカースタジアム条例施行規則の一部を改正する規則(第55号).....20
- 消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第56号).....21
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第57号).....21
- 技能業務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(第58号).....22
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第59号).....24

### 告 示

- 地方自治法による広島市収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正.....24
- 地方公営企業法による広島市下水道事業出納取扱金融機関及び広島市下水道事業出納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正.....24

- 開発行為に関する工事の完了.....24
- 指定納付受託者の指定.....25
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....25
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定.....25
- 介護保険法による指定事業者の指定.....25
- 子ども・子育て支援法の確認.....25
- 広島市市営富士見町第六駐車場の休止を定めた令和5年8月29日付け広島市告示第345号の改正.....26
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....26
- 開発行為に関する工事の完了.....26
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....26
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止の届出.....27
- 都市計画法による広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)区域区分の変更.....27
- 都市計画法による広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更.....27
- 都市計画法による広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)下水道の変更.....27
- 都市計画法による広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)臨港地区の変更.....27
- 指定納付受託者の指定.....28
- 開発行為に関する工事の完了 3件.....28
- 都市計画法による広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)生産緑地地区の変更.....29
- 開発行為に関する工事の完了.....29
- 市道の路線認定.....29
- 道路の区域決定.....29
- 道路の供用開始.....29
- 広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....30
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店

舗の届出事項の変更の届出.....	30	廃止の届出.....	34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....	30	○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者認定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....	34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から廃止の届出.....	31	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件.....	34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から変更の届出.....	31	○放置自転車等の撤去（中区）.....	34
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関から休止の届出.....	31	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2 件.....	34
○子ども・子育て支援法による令和 4 年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費について告示.....	31	○放置自転車等の撤去（中区）.....	35
○公共下水道の供用開始.....	31	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	35
○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....	31	○放置自転車等の撤去（中区）.....	35
○農業集落排水処理施設の供用開始.....	32	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	35
○広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯来交流体験センター及び広島市湯の山温泉館の指定管理者の指定.....	32	○放置自転車の撤去（東区）.....	35
○瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の告示.....	32	○道路の区域変更（東区）.....	35
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....	33	○道路の供用開始（東区）.....	35
○広島市公園条例による広島広域公園陸上競技場の呼称.....	33	○放置自転車の撤去（東区） 2 件.....	35
○開発行為に関する工事の完了.....	33	○長期間駐車されていた自転車等移動（東区）.....	36
○広島市似島歓迎交流センターの呼称.....	33	○放置自転車等の撤去（南区）.....	36
○自転車等の所有権の取得.....	33	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	36
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗についての意見書の提出.....	33	○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....	36
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出.....	34	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	36
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出.....	34	○放置自転車等の撤去（南区）.....	37
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の		○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	37
		○放置自転車等の撤去（南区） 2 件.....	37
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	37
		○放置自転車等の撤去（南区）.....	37
		○建築基準法による一つの敷地とみなすこと等による一団地を認定（南区）.....	37
		○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（南区）.....	37
		○放置自転車等の撤去（西区）.....	38
		○広島市屋外広告物条例による広告物を除却し、保管（西区）.....	38
		○放置自転車等の撤去（西区） 7 件.....	38
		○道路の区域変更（安佐南区）.....	39
		○道路の供用開始（安佐南区）.....	39
		○道路の区域変更（安佐南区）.....	39
		○道路の供用開始（安佐南区）.....	39
		○長期間駐車されていた自転車等の移動（安	

佐南区).....	39	る特例を一団地に認定 (佐伯区).....	44
○建築基準法による道路の位置の指定 (安佐南区).....	39	<b>公 告</b>	
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安佐南区).....	39	○広島市徴税吏員証・固定資産評価補助員証の無効.....	44
○建築基準法による道路の指定 (安佐南区).....	40	<b>市 議 会 規 則</b>	
○市街化区域内の水路の指定の変更 (安佐北区).....	40	○広島市議会会議規則の一部を改正する規則 (第1号).....	44
○路線名等を定める法定外公共物の指定 (安佐北区).....	40	<b>人事委員会規則</b>	
○市街化区域内の水路の指定 (安佐北区).....	40	○初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 (第11号).....	44
○道路の区域変更 (安佐北区).....	40	<b>教育委員会告示</b>	
○路線名等を定める法定外公共物の廃止 (安佐北区).....	40	○広島市教育委員会議 (定例会) の開催.....	45
○建築基準法による道路の位置の指定 (安佐北区).....	41	<b>監 査 公 表</b>	
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安佐北区).....	41	○包括外部監査の結果 (指摘事項) に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表.....	46
○放置自転車等の撤去 (安佐北区).....	41		
○道路の区域変更 (安芸区).....	41		
○道路の供用開始 (安芸区).....	41		
○建築基準法による道路の位置の指定 (安芸区).....	41		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安芸区).....	41		
○放置自転車等の撤去 (安芸区).....	42		
○道路の区域変更 (安芸区).....	42		
○道路の供用開始 (安芸区).....	42		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区).....	42		
○屋外広告物法による広告物等を除却し、保管 (佐伯区).....	42		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区).....	42		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐伯区).....	42		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区) 2件.....	42		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐伯区).....	43		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区) 2件.....	43		
○建築基準法による道路の位置の指定 (佐伯区).....	43		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区) 2件.....	43		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐伯区).....	43		
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止 (佐伯区).....	43		
○放置自転車等の撤去 (佐伯区).....	44		
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (佐伯区).....	44		
○建築基準法による一定の複数建築物に対す			

条 例

広島市条例第 39 号  
令和5年12月19日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

広島市個人番号の利用に関する条例（平成27年広島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「徴収に関する情報」の右に「、森林環境税関係情報（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）」を加え、同表の2の項及び3の項中「徴収に関する情報」の右に「、森林環境税関係情報」を加え、同表の4の項中「基づく条例」の右に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「よる地方税」及び「又は地方税」の右に「若しくは森林環境税」を加え、同表の6の項、12の項及び13の項中「徴収に関する情報」の右に「、森林環境税関係情報」を加え、同表の15の項中「障害者自立支援給付関係情報」の右に「、森林環境税関係情報」を加え、同表の16の項中「徴収に関する情報」の右に「、森林環境税関係情報」を加える。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

広島市条例第 40 号  
令和5年12月19日

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市消防関係手数料条例（平成12年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第57号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

広島市条例第 41 号  
令和5年12月19日

広島市運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市運動場条例の一部を改正する条例

広島市運動場条例（昭和26年6月18日広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表運動広場の項中

「

広島市南観音運動広場	広島市西区観音新町二丁目90番地
------------	------------------

」を

「

広島市南観音運動広場	広島市西区観音新町二丁目90番地
広島市観音新町運動広場	広島市西区観音新町四丁目2874番地の69

」に

改める。

別表第2広島市南観音運動広場の項の次に次のように加える。

広島市観音新町運動広場	3,000	6,000	750	1,500
-------------	-------	-------	-----	-------

別表第2備考の1中「1,000平方メートル」の右に「(広島市観音新町運動広場にあつては、市長が定めるところにより、おおむね4分の1に区分した面積)」を加え、同表備考の2及び備考の3中「広島市戸坂運動広場」の右に「、広島市観音新町運動広場」を加える。

別表第2中備考の5を備考の6とし、備考の4を備考の5とし、備考の3の次に次のように加える。

- 4 広島市観音新町運動広場の使用者が入場者から入場料等を徴収する場合の金額は、この表に定める額(夜間照明設備を使用する場合の加算額及びスポーツ以外の目的に専用する場合の割増額を含む。)に入場料等の総収入額から5万4,450円を控除した額の100分の10に相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した額とする。ただし、消費税法に基づく消費税及び地方税法に基づく地方消費税が課される場合の入場料等の総収入額は、当該総収入額から消費税額及び地方消費税額を控除した額とする。

附 則

この条例は、令和7年3月29日から施行する。

広島市条例第 **43** 号  
令和5年12月 **26** 日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年広島市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改める。

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の200」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第 **42** 号  
令和5年12月 **19** 日

広島市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表広島市立湯来西小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第 **44** 号  
令和5年12月 **26** 日

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の40」を「100分の50」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の200」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

広島市条例第45号  
令和5年12月26日

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第9条の2第1項第1号中「30万8,600円」を「30万9,200円」に改める。

第19条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の50」に、「100分の25」を「100分の30」に改める。

第20条の4第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

Table with 10 columns of salary data for various employee categories, including rows 33-68.

定年前再任用  
短時間勤務職員  
以外の職員

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

Table with columns for employee classification (職員の区分), position grade (職務の級), and salary amounts (給料月額) for grades 1 through 8.

Table with 10 columns of salary data for various employee categories, including rows 69-104.

105		310,600	373,800	405,800					
106		311,200	374,300	406,300					
107		311,800	374,800	406,800					
108		312,400	375,300	407,300					
109		312,900	375,700	407,800					
110		313,400	376,200	408,300					
111		313,900	376,700	408,800					
112		314,400	377,200	409,300					
113		314,700	377,600	409,800					
114		315,200	378,100	410,300					
115		315,700	378,600	410,800					
116		316,200	379,100	411,300					
117		316,700	379,400	411,900					
118		317,200	379,900	412,400					
119		317,700	380,400	412,900					
120		318,200	380,900	413,400					
121		318,600	381,500	414,000					
122				414,600					
123				415,200					
124				415,800					
125				416,300					
126				416,900					
127				417,500					
128				418,100					
129				418,500					
定年前年任用短時間勤務職員		217,200	233,500	249,800	273,300	290,000	329,800	375,500	423,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条、附則第3項及び附則第4項に規定する職員並びにパートタイム会計年度任用職員を除く。

33	228,500	240,600	258,900	294,700	354,300	378,400	434,000	468,500
34	229,800	242,000	260,200	296,400	356,000	380,600	435,500	469,200
35	231,100	243,400	261,500	298,100	357,700	382,800	437,000	469,900
36	232,400	244,800	262,800	299,800	359,400	385,000	438,500	470,600
37	233,500	246,200	263,900	301,300	360,900	387,100	440,100	471,300
38	234,900	247,400	265,300	303,000	362,900	388,600	440,900	472,100
39	236,300	248,600	266,700	304,700	364,800	390,100	441,700	472,900
40	237,700	249,800	268,200	306,400	366,800	391,700	442,500	473,700
41	239,000	250,900	269,400	308,000	368,700	393,200	443,300	474,300
42	240,300	252,400	270,600	309,500	370,700	394,700	444,000	475,000
43	241,600	253,900	271,800	311,000	372,800	396,200	444,700	475,700
44	242,900	255,500	273,000	312,600	374,900	397,700	445,500	476,400
45	244,100	256,700	274,000	314,000	376,800	399,200	446,200	477,000
46	245,200	257,900	275,200	315,700	378,500	400,300	446,700	477,700
47	246,300	259,100	276,500	317,400	380,200	401,400	447,200	478,400
48	247,400	260,400	277,800	319,200	381,900	402,500	447,800	479,100
49	248,300	261,600	278,800	320,600	383,500	403,600	448,300	479,800
50	249,600	262,800	280,300	322,200	384,900	404,600	448,800	480,400
51	250,900	264,000	281,900	323,800	386,400	405,600	449,300	481,000
52	252,200	265,200	283,500	325,400	387,900	406,600	449,800	481,600
53	253,400	266,500	284,900	326,800	389,200	407,400	450,300	482,300
54	254,700	267,500	286,600	328,500	390,400	408,500	450,900	482,900
55	256,000	268,500	288,200	330,200	391,700	409,600	451,500	483,500
56	257,300	269,600	289,800	331,900	393,000	410,700	452,100	484,200
57	258,400	270,600	291,300	333,300	394,100	411,500	452,500	484,800
58	259,600	271,700	293,000	335,000	395,100	412,300	453,000	485,500
59	260,800	272,800	294,700	336,800	396,100	413,100	453,500	486,200
60	262,000	274,000	296,500	338,600	397,100	413,900	454,100	486,900
61	263,100	275,000	298,200	340,200	397,800	414,600	454,600	487,400
62	264,000	276,500	299,900	341,700	398,600	415,300	455,200	488,000
63	264,900	278,000	301,600	343,200	399,400	416,000	455,800	488,600
64	265,900	279,500	303,300	344,700	400,200	416,700	456,400	489,200
65	266,600	280,800	304,800	346,000	401,000	417,300	456,800	489,800
66	267,600	282,200	306,700	347,400	401,800	417,900	457,300	490,400
67	268,700	283,700	308,600	348,700	402,700	418,500	457,800	491,000
68	269,800	285,200	310,500	350,100	403,500	419,100	458,300	491,600

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	179,000	191,300	213,500	244,500	290,600	317,600	373,200	415,500	
2	180,500	192,800	215,200	246,400	292,700	319,700	375,400	417,300	
3	182,000	194,300	216,900	248,300	294,800	321,800	377,600	419,000	
4	183,500	195,800	218,600	250,300	297,000	323,900	379,900	420,800	
5	184,900	197,200	220,200	251,900	299,000	325,900	382,000	422,500	
6	186,400	199,200	221,500	253,400	301,100	328,000	384,100	424,400	
7	187,900	201,200	222,800	254,900	303,200	330,100	386,200	426,300	
8	189,500	203,200	224,100	256,400	305,400	332,200	388,300	428,200	
9	191,000	205,300	225,300	258,000	307,400	334,200	390,200	430,100	
10	192,500	207,300	226,600	259,600	309,600	336,100	392,200	432,000	
11	194,000	209,300	227,900	261,200	311,800	338,000	394,200	433,900	
12	195,600	211,300	229,200	262,800	314,000	339,900	396,300	435,800	
13	197,100	213,400	230,400	264,200	316,000	341,700	398,200	437,500	
14	198,900	214,900	231,800	265,500	318,000	343,700	400,400	439,400	
15	200,700	216,400	233,200	266,800	320,000	345,700	402,500	441,300	
16	202,500	218,000	234,600	268,200	322,100	347,800	404,700	443,200	
17	204,300	219,500	236,100	269,400	324,000	349,700	406,900	445,000	
18	206,100	220,800	237,800	271,000	326,000	351,700	408,600	447,100	
19	207,900	222,100	239,500	272,600	328,000	353,700	410,400	449,200	
20	209,700	223,400	241,200	274,200	330,000	355,700	412,200	451,300	
21	211,500	224,500	242,700	275,700	332,000	357,300	413,800	453,300	
22	213,000	225,800	244,000	277,000	334,000	359,000	415,500	455,100	
23	214,500	227,100	245,300	278,300	336,000	360,700	417,200	456,900	
24	216,000	228,400	246,600	279,600	338,100	362,400	418,900	458,700	
25	217,600	229,700	247,800	280,800	339,900	363,800	420,400	460,400	
26	219,100	230,900	249,300	282,600	341,900	365,400	422,000	461,800	
27	220,600	232,100	250,800	284,400	344,000	367,100	423,600	463,200	
28	222,100	233,300	252,300	286,200	346,100	368,800	425,200	464,600	
29	223,500	234,600	253,600	287,900	347,900	370,300	426,800	465,900	
30	224,800	236,100	254,900	289,600	349,600	372,300	428,600	466,600	
31	226,100	237,600	256,200	291,400	351,200	374,400	430,400	467,300	
32	227,400	239,200	257,600	293,200	352,900	376,400	432,200	468,000	

69	270,700	286,500	312,200	351,600	404,200	419,600		
70	271,800	288,000	313,700	352,800	405,000	420,200		
71	273,000	289,500	315,300	354,100	405,800	420,800		
72	274,200	291,100	316,900	355,400	406,600	421,400		
73	275,100	292,300	318,100	356,300	407,200	422,000		
74	276,600	293,900	319,700	357,900	407,800	422,500		
75	278,100	295,400	321,300	359,500	408,400	423,000		
76	279,600	296,900	323,000	361,100	409,000	423,500		
77	280,900	298,100	324,500	362,500	409,400	423,900		
78	282,000	299,600	326,200	363,900	410,000	424,500		
79	283,100	301,100	327,900	365,200	410,600	425,100		
80	284,300	302,700	329,600	366,600	411,200	425,700		
81	285,100	304,000	331,200	367,900	411,600	426,200		
82	286,500	306,400	332,500	369,200	412,200	426,800		
83	287,900	306,900	333,800	370,500	412,800	427,400		
84	289,400	308,400	335,100	371,800	413,400	428,000		
85	290,800	309,700	336,200	373,100	413,900	428,400		
86	292,200	311,100	337,400	373,800	414,400	428,900		
87	293,600	312,500	338,600	374,500	414,900	429,400		
88	295,000	313,900	339,800	375,200	415,500	429,900		
89	296,200	315,100	340,900	375,800	416,000	430,200		
90	297,400	316,500	342,300	376,500	416,500	430,700		
91	298,600	317,900	343,800	377,200	417,000	431,200		
92	299,900	319,300	345,200	377,900	417,500	431,700		
93	300,900	320,500	346,500	378,500	417,800	432,100		
94	302,100	321,500	348,100	379,200	418,300	432,600		
95	303,300	322,500	349,700</					

別表第3のイの表からオの表までを次のように改める。

105	313,100	332,500	362,800	386,900	423,100
106	313,600	333,700	363,600	387,400	423,600
107	314,200	334,900	364,400	387,900	424,100
108	314,700	336,100	365,200	388,400	424,600
109	315,100	337,100	366,000	388,800	424,900
110	315,700	338,200	366,600	389,400	
111	316,300	339,300	367,300	390,000	
112	316,800	340,400	368,000	390,600	
113	317,100	341,500	368,500	391,000	
114	317,900	342,400	369,000	391,600	
115	318,800	343,400	369,500	392,200	
116	319,700	344,400	370,000	392,800	
117	320,400	345,200	370,400	393,200	
118	321,300	345,900	370,800	393,600	
119	322,300	346,600	371,200	394,000	
120	323,200	347,300	371,600	394,400	
121	324,000	347,900	372,000	394,700	
122	324,500	348,400	372,600	395,100	
123	325,000	349,000	373,200	395,500	
124	325,500	349,500	373,800	395,900	
125	325,800	349,700	374,200	396,100	
126		350,300	374,600	396,500	
127		350,900	375,000	396,900	
128		351,400	375,500	397,300	
129		351,800	375,900	397,500	
130		352,300	376,300	397,900	
131		352,800	376,700	398,300	
132		353,300	377,100	398,700	
133		353,600	377,500	398,900	
134		354,000	377,900	399,300	
135		354,400	378,300	399,700	
136		354,800	378,700	400,100	
137		355,000	379,000	400,500	
138		355,400	379,400	400,900	
139		355,800	379,800	401,300	
140		356,200	380,200	401,700	

141	356,400	380,600	402,000						
142	356,800	381,000	402,400						
143	357,200	381,400	402,800						
144	357,600	381,800	403,200						
145	358,000	382,100	403,500						
146	358,400	382,500	403,900						
147	358,800	382,900	404,300						
148	359,200	383,300	404,700						
149	359,500	383,800	405,000						
150	359,900								
151	360,300								
152	360,700								
153	361,000								
154	361,400								
155	361,800								
156	362,200								
157	362,500								
158	362,900								
159	363,300								
160	363,700								
161	364,000								
162	364,400								
163	364,800								
164	365,200								
165	365,600								
定年前半 任用 短時間 労働職員	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
	220,000	236,400	253,000	277,000	295,200	317,400	344,100	374,300	

備考 この表は、消防局長以外の消防吏員に適用する。

イ 教育職給料表②

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	163,800	208,900	260,300	325,700	415,000
	2	165,100	210,300	262,600	327,800	417,000
	3	166,400	211,700	264,900	329,900	419,000
	4	167,700	213,100	267,200	332,000	421,100
	5	168,800	214,500	269,600	333,900	423,000
	6	170,300	215,800	271,800	335,900	425,100
	7	171,800	217,100	274,000	337,900	427,100
	8	173,300	218,400	276,200	339,900	429,200
	9	174,900	219,700	278,200	341,800	431,200
	10	176,600	221,100	280,400	343,700	433,400
	11	178,300	222,500	282,600	345,600	435,600
	12	180,000	223,900	284,800	347,500	437,800
	13	181,600	225,400	287,100	349,500	439,900
	14	183,500	227,100	289,000	351,600	441,900
	15	185,400	228,800	290,900	353,700	443,900
	16	187,300	230,500	292,800	355,900	445,900
	17	189,100	232,000	294,500	357,900	447,800
	18	191,300	234,100	297,000	360,000	449,700
	19	193,500	236,200	299,500	362,100	451,600
	20	195,700	238,300	302,100	364,200	453,500
	21	197,700	240,200	304,600	366,100	455,200
	22	200,100	242,600	307,400	368,000	457,000
	23	202,500	245,000	310,200	370,000	458,800
	24	205,000	247,400	313,000	372,000	460,600
	25	207,300	249,700	315,600	373,700	462,200
	26	208,700	252,000	318,000	375,800	463,700
	27	210,100	254,300	320,400	377,900	465,200
	28	211,500	256,600	322,900	380,000	466,700
	29	212,700	259,000	325,100	381,900	468,000
	30	214,000	261,100	327,200	383,900	469,400
	31	215,300	263,200	329,200	385,900	470,800
	32	216,600	265,300	331,200	387,900	472,200





ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額		
		1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	155,500	168,200	264,800
	2	156,600	169,500	266,600
	3	157,700	170,800	268,400
	4	158,800	172,200	270,200
	5	159,700	173,400	271,800
	6	160,800	174,700	273,900
	7	161,900	176,000	276,000
	8	163,000	177,400	278,100
	9	163,900	178,600	280,000
	10	165,000	180,600	282,000
	11	166,100	182,600	284,000
	12	167,200	184,600	286,100
	13	168,200	186,400	288,000
	14	169,500	188,400	290,200
	15	170,800	190,400	292,400
	16	172,200	192,400	294,600
	17	173,400	194,200	296,600
	18	174,700	195,500	298,800
	19	176,000	196,800	301,000
	20	177,400	198,100	303,200
	21	178,600	199,500	305,300
	22	180,600	201,000	307,100
	23	182,600	202,500	308,900
	24	184,600	204,000	310,800
	25	186,400	205,300	312,500
	26	188,300	206,700	314,600
	27	190,200	208,100	316,700
	28	192,100	209,500	318,900
	29	193,900	210,700	320,800
	30	195,200	212,100	322,900
	31	196,500	213,500	325,000
	32	197,800	215,000	327,200

定年  
前年  
任用  
短時  
間勤  
務員  
以外  
の職  
員

69	250,600	274,300	379,000
70	252,100	276,100	379,900
71	253,600	277,900	380,800
72	255,100	279,700	381,700
73	256,400	281,500	382,400
74	258,100	283,300	383,500
75	259,800	285,100	384,600
76	261,500	286,900	385,700
77	263,000	288,500	386,600
78	264,600	290,200	387,300
79	266,200	291,900	388,100
80	267,900	293,700	388,900
81	269,300	295,300	389,500
82	270,500	297,100	390,300
83	271,600	298,900	391,200
84	272,700	300,800	392,100
85	273,700	302,500	392,800
86	274,900	304,300	393,500
87	276,200	306,100	394,200
88	277,400	308,000	394,900
89	278,500	309,500	395,400
90	279,800	311,300	396,200
91	281,100	313,100	397,000
92	282,500	315,000	397,800
93	283,500	316,600	398,400
94	284,800	318,300	399,200
95	286,000	320,000	400,000
96	287,300	321,800	400,800
97	288,600	323,400	401,700
98	289,700	325,100	402,200
99	290,800	326,800	402,700
100	292,000	328,500	403,200
101	292,800	330,100	403,800
102	293,800	331,500	404,300
103	294,900	332,900	404,800
104	296,000	334,300	405,300

33	199,200	216,300	329,200
34	200,600	217,700	331,300
35	202,000	219,100	333,500
36	203,500	220,500	335,700
37	204,900	221,900	337,700
38	206,200	223,300	339,700
39	207,500	224,700	341,700
40	208,800	226,200	343,800
41	210,200	227,600	345,600
42	211,500	229,300	347,300
43	212,800	231,000	349,100
44	214,200	232,700	350,900
45	215,500	234,300	352,400
46	216,900	236,000	353,900
47	218,300	237,700	355,400
48	219,700	239,400	357,000
49	221,100	240,900	358,400
50	222,500	242,800	359,600
51	223,900	244,700	360,900
52	225,300	246,600	362,100
53	226,700	248,600	363,000
54	228,300	250,300	364,300
55	230,000	252,000	365,700
56	231,700	253,700	367,000
57	233,200	255,200	368,200
58	234,800	256,900	369,300
59	236,400	258,600	370,400
60	238,000	260,400	371,500
61	239,400	261,900	372,500
62	240,800	263,600	373,400
63	242,200	265,300	374,300
64	243,600	267,100	375,200
65	244,800	268,600	376,000
66	246,300	270,000	376,800
67	247,800	271,500	377,600
68	249,300	273,000	378,400

105	296,900	335,500	405,800
106	297,900	336,700	406,300
107	298,900	338,000	406,800
108	299,900	339,300	407,300
109	300,600	340,300	407,800
110	301,500	341,700	408,300
111	302,400	343,200	408,800
112	303,300	344,700	409,300
113	304,100	346,900	409,800
114	305,000	347,600	410,300
115	305,900	349,300	410,800
116	306,800	351,000	411,300
117	307,400	352,500	411,900
118	308,200	354,000	412,400
119	309,100	355,400	412,900
120	310,000	356,900	413,400
121	310,600	358,100	414,000
122	311,200	359,300	414,600
123	311,800	360,600	415,200
124	312,400	361,900	415,800
125	312,900	363,000	416,300
126	313,400	364,300	416,900
127	313,900	364,600	417,500
128	314,400	365,400	418,100
129	314,700	366,000	418,500
130	315,200	366,700	
131	315,700	367,400	
132	316,200	368,100	
133	316,700	368,600	
134	317,200	369,300	
135	317,700	370,000	
136	318,200	370,700	
137	318,600	371,300	
138		371,900	
139		372,500	
140		373,100	



105	314,000	400,500	435,200
106	314,800	401,400	435,500
107	315,600	402,300	435,800
108	316,400	403,200	436,000
109	317,300	404,000	436,200
110	317,700	404,900	436,500
111	318,100	405,700	436,800
112	318,500	406,500	437,000
113	319,000	407,100	437,200
114	319,300	407,800	437,500
115	319,700	408,500	437,800
116	320,100	409,200	438,000
117	320,700	409,800	438,200
118	321,200	410,300	
119	321,600	410,700	
120	322,100	411,100	
121	322,500	411,500	
122	322,900	411,800	
123	323,400	412,100	
124	323,900	412,300	
125	324,400	412,500	
126	324,600	412,800	
127	324,800	413,100	
128	325,100	413,300	
129	325,300	413,500	
130	325,500	413,800	
131	325,700	414,100	
132	326,000	414,300	
133	326,100	414,500	
134	326,300	414,800	
135	326,500	415,100	
136	326,700	415,300	
137	327,000	415,500	
138	327,200	415,800	
139	327,500	416,100	
140	327,800	416,300	

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	174,800	190,400	270,000	295,100	406,900
	2	176,300	192,400	272,200	297,500	408,400
	3	177,800	194,400	274,400	299,900	409,900
	4	179,300	196,500	276,600	302,300	411,400
	5	180,900	198,500	278,900	304,600	412,800
	6	182,700	200,700	280,900	306,900	414,200
	7	184,500	202,900	282,900	309,200	415,700
	8	186,300	205,100	284,900	311,500	417,300
	9	188,000	207,100	286,800	313,900	418,700
	10	190,000	209,800	288,900	316,500	420,100
	11	192,000	212,500	291,000	319,200	421,500
	12	194,000	215,200	293,100	322,000	422,800
	13	195,800	217,900	295,200	324,500	424,100
	14	198,000	219,500	297,000	326,400	425,500
	15	200,200	221,100	298,800	328,400	426,900
	16	202,400	222,700	300,600	330,600	428,300
	17	204,400	224,100	302,200	332,800	429,500
	18	206,900	225,600	304,600	334,900	430,800
	19	209,400	227,100	307,000	337,000	432,000
	20	211,900	228,600	309,400	339,100	433,300
	21	214,300	230,200	311,700	341,200	434,400
	22	215,800	231,700	314,200	343,200	435,600
	23	217,300	233,200	316,500	345,200	436,900
	24	218,900	234,700	319,100	347,300	438,200
	25	220,400	236,300	321,700	349,100	439,500
	26	221,800	237,800	323,900	350,800	440,700
	27	223,200	239,300	326,200	352,500	441,700
	28	224,600	240,800	328,400	354,200	442,800
	29	226,100	242,400	330,600	355,800	444,000
	30	227,500	244,500	332,600	357,500	444,800
	31	228,900	246,600	334,600	359,200	445,600
	32	230,300	248,700	336,600	361,000	446,500

141	328,000	416,500			
142	328,200	416,800			
143	328,500	417,100			
144	328,700	417,300			
145	329,000	417,500			
146	329,200				
147	329,500				
148	329,800				
149	330,000				
150	330,200				
151	330,500				
152	330,800				
153	331,000				
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	237,600	277,900	306,600	334,700	418,800

備考  
 1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

33	231,500	250,700	338,400	362,500	447,400
34	232,700	253,100	340,300	364,100	447,900
35	233,900	255,500	342,200	365,700	448,500
36	235,100	257,900	344,100	367,500	449,000
37	236,400	260,100	345,900	369,300	449,400
38	237,900	262,400	347,600	370,800	
39	239,400	264,700	349,300	372,300	
40	241,000	267,000	351,000	373,900	
41	242,500	269,200	352,700	375,000	
42	243,600	271,200	354,400	376,400	
43	244,700	273,200	356,100	377,800	
44	245,800	275,200	357,800	379,300	
45	247,000	277,200	359,500	380,800	
46	248,100	279,100	361,100	382,400	
47	249,200	281,000	362,600	384,000	
48	250,300	282,900	364,100	385,500	
49	251,500	284,800	365,300	386,900	
50	252,700	286,400	366,800	388,400	
51	254,000	288,000	368,400	389,900	
52	255,200	289,600	370,000	391,300	
53	256,300	291,200	371,500	392,400	
54	257,400	293,400	373,000	393,700	
55	258,500	295,700	374,500	394,800	
56	259,600	298,000	376,000	395,900	
57	260,800	300,100	377,500	397,300	
58	262,000	302,500	378,900	398,500	
59	263,000	304,800	380,300	399,700	
60	264,100	307,200	381,600	401,000	
61	265,400	309,600	382,500	402,200	
62	266,400	311,900	383,700	403,200	
63	267,400	314,300	384,900	404,600	
64	268,300	316,600	386,000	405,900	
65	269,300	318,800	386,800	407,100	
66	270,700	320,800	388,000	408,200	
67	272,100	322,800	389,000	409,400	
68	273,500	324,800	390,100	410,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	274,700	326,900	391,300	411,500
	70	276,000	328,800	392,300	412,700
	71	277,300	330,700	393,400	413,900
	72	278,600	332,600	394,600	415,100
	73	279,700	334,600	395,600	415,700
	74	280,800	336,500	396,700	416,200
	75	281,900	338,400	397,800	416,800
	76	283,000	340,400	398,900	417,300
	77	284,000	342,100	399,800	417,600
	78	284,900	343,900	400,700	417,900
	79	285,800	345,700	401,700	418,200
	80	286,700	347,500	402,700	418,500
	81	287,600	349,200	403,500	418,700
	82	288,500	350,900	404,300	419,100
	83	289,500	352,500	405,000	419,500
	84	290,600	354,200	405,800	419,800
	85	291,600	355,400	406,500	420,100
	86	292,500	357,000	407,300	420,500
	87	293,400	358,500	408,000	420,900
	88	294,300	360,000	408,700	421,200
	89	295,200	361,400	409,300	421,500
	90	296,000	362,700	410,000	421,800
	91	296,900	364,100	410,500	422,100
	92	297,800	365,500	411,200	422,300
93	298,100	367,000	411,600	422,500	
94	298,800	368,300	412,000		
95	299,500	369,600	412,300		
96	300,200	370,800	412,600		
97	301,000	371,700	412,900		
98	301,800	372,700	413,200		
99	302,600	373,700	413,500		
100	303,300	374,700	413,700		
101	304,000	375,600	413,900		
102	304,400	376,600	414,200		
103	304,900	377,600	414,500		
104	305,400	378,600	414,700		

141	402,600				
142	402,900				
143	403,200				
144	403,500				
145	403,700				
146	404,000				
147	404,300				
148	404,500				
149	404,700				
150	405,000				
151	405,300				
152	405,500				
153	405,700				
154	406,000				
155	406,300				
156	406,500				
157	406,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	228,800	274,700	301,700	328,000	408,800

備考  
 1 この表は、小学校及び中学校並びにこれらに準ずるもの(特別支援学校の小学部及び中学部を除く。)で人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

105	305,600	379,400	414,900	
106	306,000	380,300	415,200	
107	306,300	381,200	415,500	
108	306,500	382,200	415,700	
109	306,700	383,000	415,900	
110	306,900	384,000	416,200	
111	307,200	385,000	416,500	
112	307,500	386,000	416,700	
113	307,700	386,600	416,900	
114	307,900	387,500	417,200	
115	308,100	388,400	417,500	
116	308,400	389,300	417,700	
117	308,700	390,100	417,900	
118	309,000	390,800		
119	309,300	391,600		
120	309,600	392,400		
121	309,700	393,000		
122	309,900	393,800		
123	310,200	394,500		
124	310,400	395,200		
125	310,600	395,800		
126		396,500		
127		397,000		
128		397,600		
129		398,300		
130		398,900		
131		399,400		
132		399,900		
133		400,200		
134		400,500		
135		400,800		
136		401,100		
137		401,400		
138		401,700		
139		402,000		
140		402,300		

別表第4を次のように改める。

別表第4(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	255,400	339,800	398,600	470,300
	2	257,700	342,400	401,200	472,300
	3	260,000	345,000	403,800	474,300
	4	262,300	347,600	406,400	476,400
	5	264,500	350,300	408,900	478,400
	6	268,200	353,000	411,500	480,400
	7	271,900	355,700	414,200	482,400
	8	275,500	358,400	416,900	484,400
	9	279,100	361,200	419,200	486,300
	10	282,800	363,900	421,700	488,300
	11	286,500	366,600	424,200	490,300
	12	290,200	369,300	426,700	492,300
	13	293,900	372,100	429,000	494,300
	14	297,200	375,300	431,300	496,400
	15	300,500	378,500	433,600	498,500
	16	303,800	381,700	436,000	500,600
	17	307,200	384,900	438,100	502,600
	18	310,400	387,400	440,300	504,600
	19	313,600	389,900	442,500	506,600
	20	316,800	392,400	444,800	508,500
	21	320,100	394,800	446,700	510,300
	22	323,500	397,200	448,900	512,200
	23	326,900	399,600	451,100	514,100
	24	330,300	402,100	453,400	515,900
	25	333,700	404,200	455,500	517,600
	26	336,900	406,300	457,500	519,400
	27	340,100	408,500	459,500	521,200
	28	343,300	410,700	461,600	523,000
	29	346,300	412,700	463,600	524,600
	30	348,700	414,700	465,600	526,400
	31	351,100	416,700	467,600	528,200
	32	353,500	418,700	469,600	530,000

69	395,700	469,100	520,800	572,000
70	396,200	469,800	521,700	572,900
71	396,700	470,500	522,600	573,800
72	397,100	471,100	523,500	574,700
73	397,400	471,600	524,200	575,600
74		472,300	525,100	576,500
75		473,000	526,000	577,400
76		473,600	526,900	578,300
77		474,100	527,700	579,000
78		474,700	528,600	579,900
79		475,300	529,500	580,800
80		475,900	530,400	581,700
81		476,400	531,200	582,500
82		477,000	532,100	
83		477,600	533,000	
84		478,200	533,900	
85		478,600	534,600	
86			535,500	
87			536,400	
88			537,300	
89			538,100	
90			539,000	
91			539,900	
92			540,800	
93			541,600	
94			542,500	
95			543,400	
96			544,300	
97			545,100	
98			546,000	
99			546,900	
100			547,800	
101			548,600	
102			549,500	
103			550,400	
104			551,300	

33	355,900	420,500	471,600	531,700
34	357,900	422,400	473,600	533,500
35	359,900	424,300	475,600	535,300
36	361,900	426,200	477,600	537,000
37	363,800	427,900	479,600	538,600
38	365,900	429,800	481,400	540,200
39	368,000	431,700	483,200	541,800
40	370,100	433,600	485,000	543,400
41	372,300	435,300	486,600	544,900
42	373,700	437,000	488,400	546,300
43	375,100	438,700	490,200	547,700
44	376,500	440,400	492,000	549,000
45	377,600	442,000	493,600	550,200
46	378,900	443,700	495,400	551,200
47	380,300	445,400	497,100	552,200
48	381,600	447,100	498,800	553,200
49	382,700	448,700	500,400	554,200
50	383,500	450,400	501,700	555,100
51	384,300	452,100	503,000	556,000
52	385,100	453,800	504,300	556,900
53	385,700	455,400	505,400	557,700
54	386,600	456,600	506,700	558,600
55	387,500	457,800	508,000	559,500
56	388,400	459,000	509,300	560,400
57	389,100	460,200	510,400	561,300
58	389,900	461,200	511,300	562,200
59	390,800	462,200	512,200	563,100
60	391,700	463,200	513,100	564,000
61	392,300	464,000	513,900	564,900
62	392,800	464,700	514,800	565,800
63	393,300	465,400	515,700	566,700
64	393,800	466,100	516,600	567,600
65	394,000	466,800	517,300	568,400
66	394,500	467,500	518,200	569,300
67	395,000	468,100	519,100	570,200
68	395,400	468,700	520,000	571,100

105			552,000	
106			552,900	
107			553,800	
108			554,700	
109			555,300	
110			556,200	
111			557,100	
112			558,000	
113			558,800	
定年前再任用 短時間勤務 職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	292,400	338,000	392,700	465,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

定年前再任用  
短時間勤務  
職員以外の  
職員







別表第5中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に、「950,000」を「960,000」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の100を」を「100分の102.5を」に、「100分の80を」を「100分の82.5を」に改め、同条第3項中「100分の50」を「100分の40」に、「100分の30」を「100分の25」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の56.25」に、「100分の80」を「100分の82.5」に、「100分の45」を「100分の46.25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5」を「100分の58.75」に改める。

第23条の2第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第6項中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第20条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは、「前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」とする。

第23条の2第8項中「、「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

第23条の3第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第6項中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加える。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第9条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円	円	円	円
214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500	373,200	420,900

を

円	円	円	円	円	円	円	円
217,200	233,500	249,800	273,300	290,000	329,800	375,500	423,200

に、

円	円	円	円	円	円	円	円
218,900	235,200	251,500	275,000	291,700	331,500	377,200	424,900

を

円	円	円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---	---	---

221,200	237,500	253,800	277,300	294,000	333,800	379,500	427,200
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

第9条のうち一般職の職員の給与に関する条例別表第2定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円	円	円	円
217,700	234,100	250,700	274,700	292,900	315,100	341,800	372,000

を

円	円	円	円	円	円	円	円
220,000	236,400	253,000	277,000	295,200	317,400	344,100	374,300

に、

円	円	円	円	円	円	円	円
221,700	238,100	254,700	278,700	296,900	319,100	345,800	376,000

を

円	円	円	円	円	円	円	円
224,000	240,400	257,000	281,000	299,200	321,400	348,100	378,300

に改める。

第9条のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第3のイの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円
234,300	277,400	306,500	334,800	419,800

を

円	円	円	円	円
236,600	279,700	308,800	337,100	422,100

に、

円	円	円	円	円
238,300	281,400	310,500	338,800	423,800

を

円	円	円	円	円
240,600	283,700	312,800	341,100	426,100

に改め、同表の

ウの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円
231,200	247,500	271,000

を

円	円	円
233,500	249,800	273,300

に、

円	円	円
235,200	251,500	275,000

を

円	円	円
237,500	253,800	277,300

に改め、同表の

エの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円
235,300	275,600	304,300	332,400	416,500

を

円	円	円	円	円
237,600	277,900	306,600	334,700	418,800

に、

円	円	円	円	円
239,300	279,600	308,300	336,400	420,500

を

円	円	円	円	円
241,600	281,900	310,600	338,700	422,800

に改め、同表の

オの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円
226,500	272,400	299,400	325,700	406,500

を

円	円	円	円	円
228,800	274,700	301,700	328,000	408,800

に、

円	円	円	円	円
230,500	276,400	303,400	329,700	410,500

を

円	円	円	円	円
232,800	278,700	305,700	332,000	412,800

に改める。

第 9 条のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第 4 のアの表定

年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円
290,100	335,700	390,400	463,200

を

円	円	円	円
292,400	338,000	392,700	465,500

に、

円	円	円	円
294,100	339,700	394,400	467,200

を

円	円	円	円
296,400	342,000	396,700	469,500

に改め、同表のイの表定

年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円	円	円
214,900	231,200	247,500	271,000	287,700	327,500

を

円	円	円	円	円	円
217,200	233,500	249,800	273,300	290,000	329,800

に、

円	円	円	円	円	円
218,900	235,200	251,500	275,000	291,700	331,500

を

円	円	円	円	円	円
221,200	237,500	253,800	277,300	294,000	333,800

に改め、同

表のウの表定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中

円	円	円	円
214,900	231,200	247,500	271,000

を

円	円	円	円
217,200	233,500	249,800	273,300

に、

円	円	円	円
218,900	235,200	251,500	275,000

を

円	円	円	円
221,200	237,500	253,800	277,300

に改める。

附則第 2 9 項中「おける」の右に「旧条例定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 28 年広島市条例第 6 2 号)

の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 項を次のように改める。

1 0 当分の間、第 3 条第 2 項の規定は、1 1 年未満の期間勤務した者

であつて、6 0 歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)には適用しない。

附則第 1 1 項及び第 1 2 項中「の翌日」を削る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定、附則第 6 項及び第 7 項(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 4 1 年広島市条例第 6 3 号)第 1 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに第 1 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項の改正規定に限る。)の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定(一般職の職員の給与に関する条例第 2 条第 2 項の改正規定、第 1 9 条第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに第 2 0 条の 4 第 1 項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の同条例(同項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日(附則第 4 項において「適用日」という。)から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は人事委員会が定める。

6 職員の育児休業等に関する条例（平成4年広島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員」に改める。

7 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第14条の3中「第44条」を「第26条の8」に改める。

第18条の2第1項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び第14条から第14条の3まで」を「、第14条の2及び第14条の3」に改める。

第18条の3第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「第14条」を「第14条の2」に改める。

ツ 被措置児童又は当該被措置児童と同一の世帯に属する者に係る森林環境税に関する情報

第2条第6号オ中「リ」を「ヌ」に改め、同号中ツをトとし、チをテとし、タをチとし、その次に次のように加える。

ツ 被措置児童、その扶養義務者又は当該被措置児童若しくは扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る森林環境税に関する情報

第2条第6号中ソをタとし、サからセまでをシからソまでとし、同号コ中「第12条第8号ル」を「第12条第8号ヲ」に改め、同号中コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 被措置児童又はその扶養義務者のいずれかと同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第2条第7号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 森林環境税に関する情報

第3条第3号中「第12条第4号リ」を「第12条第4号ヌ」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る森林環境税に関する情報

第4条第1号中「及び」を「、」に改め、「市町村民税の非課税」の右に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項の森林環境税の非課税」を加え、「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

## 規 則

広島市規則第 52 号  
令和5年12月19日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

- 第1条第8号中キをクとし、カの次に次のように加える。
- キ 森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の規定による森林環境税をいう。以下同じ。）に関する情報
- 第1条第9号中ケをコとし、クの次に次のように加える。
- ケ 森林環境税に関する情報
- 第1条第10号中ケをコとし、クの次に次のように加える。
- ケ 森林環境税に関する情報
- 第1条第11号中ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。
- ク 森林環境税に関する情報
- 第2条第5号中テをトとし、ツをテとし、チの次に次のように加える。

- ア 生活保護実施関係情報
  - イ 外国人生活保護実施関係情報
  - 第4条第4号中「減免」の右に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の森林環境税の免除」を加え、同条第7号中「市町村民税等」の右に「又は森林環境税」を加える。
  - 第6条第3号中ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。
  - ク 森林環境税に関する情報
  - 第12条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
  - (8) 森林環境税に関する情報
  - 第13条第1号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。
  - キ 森林環境税に関する情報
  - 第15条第7号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。
  - キ 森林環境税に関する情報
  - 第16条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
  - (8) 森林環境税に関する情報
- 附 則
- この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条第6号オの改正規定及び同号コの改正規定並びに第3条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第 **53** 号  
令和5年12月 **19** 日

広島市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
広島市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年広島市条例第31号）  
の施行期日は、令和5年12月20日とする。

広島市規則第 **55** 号  
令和5年12月 **19** 日

広島サッカースタジアム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島サッカースタジアム条例施行規則の一部を改正する規則  
広島サッカースタジアム条例施行規則（令和4年広島市規則第56号）  
の一部を次のように改正する。

別表音響設備の項の次に次のように加える。

拡声装置	1式1時間までごとに	2,670
ワイヤレスマイク	1本1時間までごとに	1,000
床上型マイクスタンド	1本1時間までごとに	90
卓上型マイクスタンド	1本1時間までごとに	30

別表デジタルサイネージの項の次に次のように加える。

プロジェクター（大）	1台1時間までごとに	6,670
------------	------------	-------

プロジェクター（小）	1台1時間までごとに	2,000
スクリーン	1枚1時間までごとに	670

別表総合演出設備の項の次に次のように加える。

サッカー競技用具	1式1日につき	4,320
ラグビー競技用具	1式1日につき	4,320
演台	1台1時間までごとに	640
司会者台	1台1時間までごとに	480
可動式ステージ	1式1時間までごとに	480
ロッカー（大）	1個1回につき	300
ロッカー（中）	1個1回につき	200
ロッカー（小）	1個1回につき	100

別表に次のように加える。

電源装置	1キロワットまでごとに1時間につき	90
------	-------------------	----

広島市規則第 **54** 号  
令和5年12月 **19** 日

広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市運動場条例施行規則の一部を改正する規則  
広島市運動場条例施行規則（平成13年広島市規則第28号）の一部を  
次のように改正する。

別表の(1)の表中「広島市南観音運動広場」の右に「、広島市観音新町運動広場」を加える。

別表の(2)の表運動広場の項中「広島市戸坂運動広場」の右に「、広島市観音新町運動広場」を加える。

附 則

この規則は、令和7年3月29日から施行する。

別表備考に次のように加える。

8 電源装置の使用料については、持込電気器具の定格消費電力につき算定する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

広島市規則第 57 号

令和5年12月 26 日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和26年3月30日広島市規則第93号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「128,900円」を「129,000円」に、「93,400円」を「93,500円」に、「74,700円」を「74,800円」に、「69,500円」を「69,600円」に、「64,400円」を「64,600円」に、「40,300円」を「40,400円」に、「32,200円」を「32,300円」に、「37,500円」を「37,600円」に、「30,000円」を「30,100円」に、「56,600円」を「56,800円」に、「65,400円」を「65,500円」に、「56,000円」を「56,100円」に、「52,100円」を「52,200円」に、「71,800円」を「71,900円」に、「62,800円」を「62,900円」に、「53,800円」を「53,900円」に、

「48,200円」を「48,300円」に、「40,200円」を「40,300円」に、「27,000円」を「27,100円」に、「60,400円」を「60,500円」に、「45,900円」を「46,100円」に、「38,300円」を「38,400円」に、「136,100円」を「136,200円」に、「108,900円」を「109,000円」に、「87,100円」を「87,200円」に、「81,600円」を「81,700円」に、「43,700円」を「43,900円」に改める。

別表第2中「308,600」を「309,200」に、「305,300」を「305,900」に、「302,000」を「302,600」に、「298,700」を「299,300」に、「295,400」を「296,000」に、「292,100」を「292,700」に、「278,300」を「279,700」に、「264,300」を「265,700」に、「250,800」を「252,200」に、「236,900」を「238,300」に、「223,200」を「224,600」に、「205,600」を「207,000」に、「188,500」を「189,900」に、「171,200」を「172,600」に、「153,600」を「155,000」に、「135,600」を「137,000」に、「117,300」を「118,700」に、「99,400」を「100,800」に、「73,400」を「76,200」に、「49,100」を「51,900」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改

広島市規則第 56 号

令和5年12月 19 日

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

消防局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

消防局長に対する事務委任に関する規則(昭和34年広島市規則第71号)の一部を次のように改正する。

本則中第260号を第262号とし、第157号から第259号までを2号ずつ繰り下げ、第156号の次に次の2号を加える。

例 高圧ガス保安法第39条の21第1項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受理に関すること。

例 高圧ガス保安法第39条の23の規定による危害予防規程の提出の要求及び同規程の受理に関すること。

附 則

この規則は、令和5年12月21日から施行する。

正する。

第 1 0 条の 5 第 1 項中「1 万 5, 0 0 0 円」を「1 万 6, 0 0 0 円」に改める。

第 2 3 条の 4 第 2 項第 9 号中「期間」の右に「のうち、市長が定める期間」を加える。

第 2 4 条第 6 項中「支給基準日」の右に「及び勤勉手当の支給基準日」を加える。

第 2 4 条の 2 第 5 項中「除き、」の右に「期末手当の支給基準日及び勤勉手当の」を加え、同条第 6 項中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、条例第 2 0 条第 2 項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは、「前項の職員のうちパートタイム会計年度任用職員の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 2 . 5 を乗じて得た額の総額」とする。

別表第 2 の 3 の 1 級の項中「広島市立湯来西小学校」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 3 条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和 5 年広島市規則第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「2 1, 7 0 0 円」を「2 1, 9 0 0 円」に、「6 6, 6 0 0 円」を「6 7, 0 0 0 円」に、「5 8, 3 0 0 円」を「5 8, 6 0 0 円」に、「5 0, 0 0 0 円」を「5 0, 3 0 0 円」に、「6 5, 0 0 0 円」を「6 5, 4 0 0 円」に、「5 6, 9 0 0 円」を「5 7, 2 0 0 円」に、「4 8, 8 0 0 円」を「4 9, 1 0 0 円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定及び第 3 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

広島市規則第 5 8 号

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

技能業務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

技能業務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能業務職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 技能業務職員の給与に関する規則(昭和 3 2 年広島市規則第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技 能 業 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級号	給 料 月 額		
		1 級	2 級	3 級
		円	円	円
	1	151,500	159,700	243,100
	2	152,500	160,800	245,000
	3	153,500	161,900	246,900
	4	154,500	163,000	248,800
	5	155,500	164,000	250,500
	6	156,600	165,100	252,000
	7	157,700	166,200	253,500
	8	158,800	167,300	255,000
	9	159,700	168,300	256,300
	10	160,800	169,700	257,900
	11	161,900	171,100	259,500
	12	163,000	172,500	261,200
	13	164,000	173,800	262,700
	14	165,100	175,200	264,300
	15	166,200	176,700	266,000
	16	167,300	178,200	267,700
	17	168,300	179,500	269,200
	18	169,700	181,400	270,600
	19	171,100	183,300	272,000
	20	172,500	185,300	273,400
	21	173,700	187,200	274,600
	22	175,100	188,900	276,300
	23	176,600	190,600	278,000
	24	178,100	192,300	279,700
	25	179,400	194,100	281,500
	26	181,300	195,400	283,300
	27	183,200	196,700	285,100
	28	185,100	198,000	286,900
	29	187,000	199,200	288,500
	30	188,800	200,600	290,200
	31	190,600	202,000	291,900
	32	192,400	203,500	293,700

33	194,100	204,900	295,300
34	195,100	206,200	297,100
35	196,100	207,500	298,900
36	197,100	208,800	300,800
37	198,200	210,200	302,500
38	199,600	211,500	304,300
39	201,000	212,800	306,100
40	202,400	214,200	307,900
41	203,600	215,500	309,500
42	205,100	216,900	311,300
43	206,600	218,300	313,100
44	208,200	219,700	315,000
45	209,700	221,100	316,600
46	211,000	222,500	318,300
47	212,300	223,900	320,000
48	213,600	225,300	321,800
49	214,800	226,700	323,400
50	216,300	228,300	325,100
51	217,800	230,000	326,800
52	219,300	231,700	328,500
53	220,700	233,200	330,100
54	222,200	234,800	331,500
55	223,700	236,400	332,900
56	225,200	238,000	334,300
57	226,700	239,400	335,500
58	228,100	240,800	336,700
59	229,500	242,200	338,000
60	231,000	243,600	339,300
61	232,200	244,800	340,300
62	233,600	246,300	341,700
63	235,000	247,800	343,200
64	236,400	249,300	344,700
65	237,700	250,600	345,900
66	238,800	252,100	347,600
67	239,900	253,600	349,300
68	241,000	255,100	351,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

105	286,300	300,600	398,400
106	287,200	301,500	399,200
107	288,100	302,400	400,000
108	289,000	303,300	400,800
109	289,600	304,100	401,700
110	290,400	305,000	402,200
111	291,300	305,900	402,700
112	292,100	306,800	403,200
113	292,800	307,400	403,800
114	293,200	308,200	404,300
115	293,600	309,100	404,800
116	294,000	310,000	405,300
117	294,400	310,600	405,800
118	294,900	311,200	406,300
119	295,400	311,800	406,800
120	295,900	312,400	407,300
121	296,200	312,900	407,800
122	296,700	313,400	408,300
123	297,200	313,900	408,800
124	297,700	314,400	409,300
125	298,000	314,700	409,800
126	298,400	315,200	
127	298,800	315,700	
128	299,200	316,200	
129	299,400	316,700	
130	299,700	317,200	
131	300,100	317,700	
132	300,500	318,200	
133	300,700	318,600	
134	301,100		
135	301,500		
136	301,900		
137	302,100		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	217,200	233,500	249,800

備考 この表において「定年前再任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

69	242,100	256,400	352,500
70	243,300	258,100	354,000
71	244,600	259,800	355,400
72	245,900	261,500	356,900
73	247,000	263,000	358,100
74	248,400	264,600	359,300
75	249,800	266,200	360,600
76	251,200	267,900	361,900
77	252,400	269,300	363,000
78	253,800	270,400	364,000
79	255,200	271,500	365,000
80	256,700	272,600	366,100
81	258,100	273,700	367,100
82	259,400	274,900	368,300
83	260,700	276,200	369,500
84	262,000	277,400	370,700
85	263,100	278,500	371,800
86	264,200	279,800	373,300
87	265,300	281,100	374,800
88	266,400	282,400	376,300
89	267,500	283,500	377,600
90	268,500	284,800	379,300
91	269,500	286,100	381,000
92	270,600	287,400	382,700
93	271,600	288,600	384,300
94	273,100	289,600	385,700
95	274,600	290,700	387,200
96	276,100	291,800	388,700
97	277,300	292,700	390,000
98	278,700	293,800	391,200
99	280,100	294,900	392,400
100	281,500	296,000	393,500
101	282,800	296,900	394,500
102	283,700	297,900	395,500
103	284,600	298,900	396,500
104	285,500	299,900	397,500

(広島市職員席次規則等の一部を改正する規則の一部改正)  
第2条 広島市職員席次規則等の一部を改正する規則(令和5年広島市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第4条のうち技能業務職員の給与に関する規則別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項の改正規定中「214,900」を「217,200」に、「218,900」を「221,200」に、「231,200」を「233,500」に、「235,200」を「237,500」に、「247,500」を「249,800」に、「251,500」を「253,800」に改める。

附 則  
1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の技能業務職員の給与に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
2 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技能業務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

広島市規則第 59 号  
令和 5 年 1 月 26 日

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 58 年広島市規則第 86 号）  
の一部を次のように改正する。

附則第 8 項及び第 9 項中「の前日」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

広島市告示第 468 号  
令和 5 年 1 月 1 日

地方自治法施行令第 168 条第 4 項の規定に基づく広島市収納代理金融機関の指定に関する告示（昭和 60 年広島市告示第 126 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

別表全店舗の欄中「株式会社西京銀行」の右に「（山口県内以外の店舗については、口座振替の方法による収納の事務に限る。）」を加え、「みずほ信託銀行株式会社」の右に「（口座振替の方法による収納の事務に限る。）」を加える。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 469 号  
令和 5 年 1 月 1 日

地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づく広島市下水道事業出納取扱金融機関及び広島市下水道事業収納取扱金融機関の指定に関する告示（昭和 60 年広島市告示第 127 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

別表全店舗の欄中「株式会社西京銀行」の右に「（山口県内以外の店舗については、口座振替の方法による収納の事務に限る。）」を加え、「みずほ信託銀行株式会社」の右に「（口座振替の方法による収納の事務に限る。）」を加える。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第 470 号  
令和 5 年 1 月 1 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市東区馬木六丁目の 449 番 2 の一部、1728 番 3、  
1729 番 10、1730 番 1 の一部、1730 番 2、17  
32 番 1 の一部、1732 番 2 の一部、1732 番 3、17  
33 番の一部、1735 番の一部、1737 番 10 の一部、  
1947 番 3 並びに 449 番 2 地先の里道及び 1947 番 3  
地先の里道
- 2 開発面積  
2,895.36 m<sup>2</sup>
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市東区上温品一丁目 31 番 11 号  
シンアイ不動産販売株式会社  
代表取締役 小笠原 慎二
- 4 検査済証交付年月日



令和5年12月1日

広島市告示第471号

令和5年12月1日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 フェリカポケットマーケティング株式会社
主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷一丁目10番9号
住友不動産水道橋壹岐坂ビル4階
2 指定納付受託者の指定をした日
令和5年12月1日

広島市告示第472号

令和5年12月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年12月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include 株式会社トラスティサポート, 株式会社ラシヤ, 株式会社ライノ, 合同会社アルファ, 合同会社アルファ.

広島市告示第473号

令和5年12月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指

定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年12月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Row: 株式会社こもれび.

広島市告示第474号

令和5年12月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和5年12月1日

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), サービスの種類. Rows include ラルゴ合同会社, 株式会社トラスティサポート, 株式会社ラシヤ, 株式会社こもれび.

広島市告示第475号

令和5年12月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり

3 確認年月日  
令和 5 年 1 2 月 1 日  
別紙 略



広島市告示第 4 7 6 号  
令和 5 年 1 2 月 6 日

広島市市営駐車場条例（昭和 4 5 年広島市条例第 1 3 号）第 6 条の規定に基づき、広島市市営富士見町第六駐車場の休止を定めた令和 5 年 8 月 2 9 日付け広島市告示第 3 4 5 号を次のとおり改正します。

広島市長 松井 一 實

表広島市市営富士見町第六駐車場の項中「同年 1 2 月 2 8 日（木）午後 5 時まで」を「令和 6 年 2 月 2 9 日（木）午後 5 時まで」に改める。



広島市告示第 4 7 7 号  
令和 5 年 1 2 月 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アクロスプラザ高陽  
所在地 広島市安佐北区深川五丁目 1 7 1 0 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 織田 寛明  
東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
別紙 1 のとおり  
(変更後)  
別紙 2 のとおり
- 4 変更年月日  
別紙 2 のとおり
- 5 届出年月日  
令和 5 年 1 2 月 6 日
- 6 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業復興部商業振興課  
(2) 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
(1) 縦覧期間

令和 5 年 1 2 月 7 日から令和 6 年 4 月 7 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和 6 年 4 月 7 日  
(2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業復興部商業振興課

別紙 1 及び別紙 2 略



広島市告示第 4 7 8 号  
令和 5 年 1 2 月 7 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区長楽寺一丁目の 8 6 番 1 7 の一部、5 3 6 番の一部、5 3 7 番 1 の一部、5 3 9 番 1、5 4 1 番 1 並びに 8 6 番 1 7 地先の里道及び水路並びに 5 3 6 番地先の里道及び水路
- 2 開発面積  
1. 6 2 9. 8 2 m<sup>2</sup>
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区西観音町 1 8 番 4 号 B J C, b l d g.  
株式会社 B J C  
代表取締役 大崎慎太郎
- 4 検査済証交付年月日  
令和 5 年 1 2 月 7 日



広島市告示第 4 7 9 号  
令和 5 年 1 2 月 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第480号

令和5年12月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

広島市告示第481号

令和5年12月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

広島市告示第482号

令和5年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市南区出島四丁目の一部
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
南区役所建設部建築課

広島市告示第483号

令和5年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市南区出島四丁目の一部
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
南区役所建設部建築課

広島市告示第484号

令和5年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道  
広島公共下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
広島市南区出島四丁目の一部
- 3 図書の縦覧場所  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課

広島市告示第485号

令和5年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）臨港地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市南区出島四丁目の一部
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
  - (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
南区役所建設部建築課

広島市告示第486号  
令和5年12月11日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の定めるところにより告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定納付受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 

名称	株式会社ペイジェント
代表者の氏名	代表取締役社長 河合 寛
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区円山町19-1 渋谷プライムプラザ
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類  
入学者選抜料（中等教育学校分に限る。）
- 3 指定納付受託者の指定をした日  
令和5年12月11日
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和5年12月11日から同月22日まで

広島市告示第487号  
令和5年12月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安芸区中野三丁目の1098番の一部、1099番の一部、1100番の一部、1101番の一部、1102番1の一部、1104番の一部、1105番、1110番の一部、1134番2の一部、1134番3の一部、1137番2の一部、1138番、1139番、1140番、1141番、1142番、1143番1、1143番2、1143番

- 3、1144番、1145番1、1145番2、1146番1、1146番2、1150番1、1150番2、1151番、1152番の一部、1156番の一部、1157番の一部、1164番1、1164番2の一部、1169番の一部、1170番の一部、1171番、1172番、1173番1、1173番2、1174番の一部、1175番の一部、1176番の一部、甲1178番の一部、乙1178番の一部及び丙1178番の一部

- 2 開発面積  
9,590.01㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区東白鳥町17番18号  
矢神興産株式会社  
代表取締役 中森 律美
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年12月13日

広島市告示第488号  
令和5年12月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区亀山三丁目の1220番22、1220番23及び1221番1
- 2 開発面積  
1,704.37㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区八丁堀14番4号JEI広島八丁堀ビル6階  
株式会社 フロンティア・サンワ  
代表取締役 中川 正彦
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年12月13日

広島市告示第489号  
令和5年12月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区伴東八丁目の780番5、780番6の一部、780番12、780番13の一部及び781番243の一部
- 2 開発面積  
2,913.20㎡

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区楠木町四丁目19番7号  
広島八谷建設株式会社  
代表取締役 八谷 健俊
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年12月13日

広島市告示第490号

令和5年12月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
広島市佐伯区坪井二丁目の一部ほか2地区
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市 都市整備局 都市計画課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
佐伯区役所 農林建設部 建築課

広島市告示第491号

令和5年12月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市東区温品五丁目1233番1
- 2 開発面積  
21,881.94㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区芝五丁目34番6号  
J R西日本プロパティーズ株式会社  
代表取締役 森 克明
- 4 検査済証交付年月日  
令和5年12月14日

広島市告示第492号

令和5年12月15日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和5年12月15日から令和6年1月4日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

整理番号	路線名	起点
		終点
17645	東1区 555号線	東区福田町字原山10102番地地先
		東区福田町字長尾2505番地地先
17646	東2区 274号線	東区戸坂惣田一丁目1069番地2地先
		東区戸坂惣田一丁目1071番地2地先
17647	安佐南3区 886号線	安佐南区長東五丁目1047番地4地先
		安佐南区長東五丁目1047番地7地先
17648	安佐北3区 1013号線	安佐北区可部町大字桐原字山田2002番地2地先
		安佐北区可部町大字桐原字山田2002番地4地先
17649	安佐北3区 1014号線	安佐北区亀山二丁目1137番地7地先
		安佐北区亀山二丁目1137番地16地先
17650	安佐北3区 1015号線	安佐北区亀山七丁目352番地14地先
		安佐北区亀山七丁目352番地10地先

広島市告示第493号

令和5年12月15日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和5年12月15日から令和6年1月4日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東1区 555号線	4.15メートル ） 7.73	メートル 63.55
市道	東2区 274号線	2.00メートル ） 2.63	メートル 41.74
市道	安佐南3区 886号線	4.00メートル ） 8.00	メートル 35.17
市道	安佐北3区 1013号線	5.47メートル ） 9.25	メートル 32.19
市道	安佐北3区 1014号線	6.00メートル ） 11.24	メートル 67.38
市道	安佐北3区 1015号線	4.70メートル ） 8.72	メートル 54.47

広島市告示第494号

令和 5 年 1 2 月 1 5 日  
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、令和 5 年 1 2 月 1 5 日から令和 6 年 1 月 4 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南 3 区 8 8 6 号線	安佐南区長東五丁目 1 0 4 7 番地 4 地先	令和 5 年 1 2 月 1 5 日
		安佐南区長東五丁目 1 0 4 7 番地 7 地先	
市道	安佐北 3 区 1 0 1 4 号線	安佐北区亀山二丁目 1 1 3 7 番地 7 地先	令和 5 年 1 2 月 1 5 日
		安佐北区亀山二丁目 1 1 3 7 番地 1 6 地先	
市道	安佐北 3 区 1 0 1 5 号線	安佐北区亀山七丁目 3 5 2 番地 1 4 地先	令和 5 年 1 2 月 1 5 日
		安佐北区亀山七丁目 3 5 2 番地 1 0 地先	

~~~~~  
**広島市告示第 4 9 5 号**

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定により、広島市大塚中央土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 組合の名称  
広島市大塚中央土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
広島市安佐南区大塚西一丁目 1 4 番 2 3 号
- 設立認可年月日  
令和 3 年 5 月 2 0 日
- 事業施行期間  
令和 3 年 5 月 2 0 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- 変更認可の年月日  
令和 5 年 1 2 月 1 8 日

~~~~~  
**広島市告示第 4 9 6 号**

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名 称 エブライ舟入南店  
 所在地 広島市中区舟入南一丁目 6 7 4 番 9 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
三菱 H C キャピタルエステートプラス株式会社  
代表取締役 西喜多 浩  
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
  - 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前)  
三菱 H C キャピタルプロパティ株式会社  
代表取締役 西喜多 浩  
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
- (変更後)  
三菱 H C キャピタルエステートプラス株式会社  
代表取締役 西喜多 浩  
東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号

- 変更年月日  
令和 5 年 1 0 月 1 日
- 届出年月日  
令和 5 年 1 2 月 1 3 日

- 届出書の縦覧場所  
(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所市民部政調整課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 縦覧期間  
令和 5 年 1 2 月 1 8 日から令和 6 年 4 月 1 8 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。
- 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 意見書の提出期限及び提出先  
(1) 提出期限 令和 6 年 4 月 1 8 日  
(2) 提出先  
〒 7 3 0 - 8 5 8 6  
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第 4 9 7 号**

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                 | 所在地                 | 指定年月日     | 指定有効期限      |
|--------------------|---------------------|-----------|-------------|
| おしりおなかクリニック八丁堀     | 広島市中区鉄砲町10-134階     | 令和5年11月1日 | 令和11年10月31日 |
| 訪問看護ステーションそれいゆ 広島東 | 広島市東区東蟹屋町10-33      | 令和5年11月1日 | 令和11年10月31日 |
| しんどう皮膚科アレルギー科      | 広島市南区段原日出一丁目15-134F | 令和5年11月1日 | 令和11年10月31日 |
| 訪問看護ステーションふあみりい    | 広島市安佐北区あさひが丘一丁目1-8  | 令和5年11月1日 | 令和11年10月31日 |
| もえぎ歯科クリニック         | 広島市安芸区船越南二丁目20-5    | 令和5年12月1日 | 令和11年11月30日 |
| サンリ薬局              | 広島市佐伯区八幡一丁目22-10    | 令和5年11月1日 | 令和11年10月31日 |

広島市告示第498号

令和5年12月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第499号

令和5年12月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第500号

令和5年12月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

広島市告示第501号

令和5年12月20日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する、令和4年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費について、別紙のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第502号

令和5年12月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
令和5年12月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                 | 排水施設の方式 |
|-----------|-----------|---------------------------------|---------|
|           | 区名        | 町名                              |         |
| 汚水及び雨水を排除 | 安佐南区      | 川内三丁目及び西原九丁目の各一部                | 分流      |
|           | 安佐北区      | 龜山南二丁目の一部                       |         |
| 汚水を排除     | 東区        | 馬木一丁目の一部                        |         |
|           | 安佐南区      | 大町西一丁目、大町西三丁目、上安一丁目及び高取南一丁目の各一部 |         |
|           | 安佐北区      | 可部二丁目及び大林二丁目の各一部                |         |
|           | 安芸区       | 中野二丁目の一部                        |         |

広島市告示第503号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
令和 5 年 1 2 月 2 0 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                             | 終末処理場の位置及び名称                                |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 区名        | 町名                                          |                                             |
| 安佐南区      | 川内三丁目、大町西一丁目、大町西三丁目、上安一丁目、高取南一丁目及び西原九丁目の各一部 | 位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号<br>名称：広島市西部水資源再生センター   |
|           | 安佐北区                                        |                                             |
| 東区        | 馬木一丁目の一部                                    | 位置：広島市南区向洋沖町 1 番 1 号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |
| 安芸区       | 中野二丁目の一部                                    |                                             |

広島市告示第 5 0 4 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和 4 7 年広島市条例第 9 6 号）第 2 1 条第 2 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
令和 5 年 1 2 月 2 0 日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称    |
|-----------------|--------------|
| 安佐南区沼田町大字吉山の一部  | 戸山農業集落排水処理施設 |

広島市告示第 5 0 5 号

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の第 3 項の規定に基づき、広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯来交流体験センター及び広島市湯の山温泉館の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市国民宿舎湯来ロッジ条例（平成 1 7 年広島市条例第 5 3 号）第 1 3 条第 3 項、広島市湯来交流体験センター条

例（平成 2 0 年広島市条例第 5 6 号）第 1 7 条第 3 項及び広島市湯の山温泉館条例（平成 1 7 年広島市条例第 5 4 号）第 7 条第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定に係る公の施設  
広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯来交流体験センター及び広島市湯の山温泉館
- 2 指定の相手方  
広島市西区井口三丁目 1 9 番 5 号  
東洋観光湯来コンソーシアム  
構成員  
東洋観光株式会社  
特定非営利活動法人湯来観光地域づくり公社  
湯来町観光協会
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 5 0 6 号

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請があったので、同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は、令和 5 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 月 1 5 日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 申請者等
  - (1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
申請者の住所 広島県安芸郡府中町新地 3 番 1 号  
申請者の名称 マツダ株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 毛籠 勝弘
  - (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
事業場の所在地 広島市南区小磯町 1 7 4 番地ほか  
事業場の名称 マツダ株式会社
- 2 申請内容  
マツダ株式会社において、機械器具製造業に供する廃ガス洗浄施設（広 - 1 8 4）を 1 基設置する。  
今回、新たに設置する施設の排水は、排水処理施設を経由して公共用水域に放流する。しかし、同時に既設の廃ガス洗浄施設（広 - 1 3 3）を 1 基使用休止するため、公共用水域に排出される排出水の総量及び汚濁負荷量は変わらない。  
今回の申請により、公共用水域に排出される排出水の汚染状態及び量に変更はない。  
(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法  
別紙 1 のとおり



(2) 汚水等の処理の方法

別紙2のとおり

(3) 排出水の汚染状態及び量

別紙3のとおり

別紙1から別紙3まで 略

広島市告示第507号

令和5年12月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称             | 所在地            | 指定年月日    | 指定有効期限     |
|----------------|----------------|----------|------------|
| ニュース訪問看護ステーション | 広島市中区吉島西一丁目7-2 | 令和5年8月1日 | 令和11年7月31日 |

広島市告示第508号

令和5年12月26日

広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の7の規定に基づき、広島広域公園陸上競技場の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 呼称を定めた施設  
広島広域公園陸上競技場
- 2 呼称  
ホットスタッフフィールド広島
- 3 呼称を使用する期間  
令和6年3月1日から令和12年2月28日まで

広島市告示第509号

令和5年12月26日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区亀山一丁目の876番1の一部、878番、879番1及び元K3-F3-X延光-14-15号水路敷地の一部
- 2 開発面積  
1,850.97㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区国泰寺町二丁目4番7号

株式会社トータテ都市開発

代表取締役 川西亮平

4 検査済証交付年月日

令和5年12月26日

広島市告示第510号

令和5年12月26日

広島市似島歓迎交流センター条例（令和4年広島市条例第46号）第20条第1項の規定に基づき、広島市似島歓迎交流センターの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 新たに呼称を定める施設  
広島市似島歓迎交流センター
- 2 新たな呼称  
ユーハイム似島歓迎交流センター
- 3 新たな呼称を使用する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

広島市告示第511号

令和5年12月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第512号

令和5年12月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、令和5年11月17日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ファミリータウン広電楽々園
  - (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目444番1ほか
- 2 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 3 提出された意見書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 5 年 1 月 27 日から令和 6 年 1 月 27 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

別紙 略

広島市告示第 513 号

令和 5 年 1 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 514 号

令和 5 年 1 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項又は第 115 条の 15 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号又は第 115 条の 20 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 515 号

令和 5 年 1 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示第 516 号

令和 5 年 1 月 28 日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第 7 条第 1 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる者 略

広島市告示（中区）第 103 号

令和 5 年 1 月 28 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1 月 21 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 104 号

令和 5 年 1 月 28 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 105 号

令和 5 年 1 月 28 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 106 号

令和 5 年 1 月 15 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1 月 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 107 号

令和 5 年 1 月 15 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、12月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第108号  
令和5年12月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第109号  
令和5年12月22日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、12月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第110号  
令和5年12月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第111号  
令和5年12月28日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、12月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(東区)第89号  
令和5年12月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第90号  
令和5年12月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月5日から同月19日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                             | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|---------|----------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 東3区63号線 | 東区中山中町901番地2地先から東区中山中町902番地2地先まで | 旧   | メートル<br>1.40<br>～<br>1.60 | メートル<br>29.50 |
|       |         |                                  | 新   | メートル<br>5.40<br>～<br>8.40 | メートル<br>29.50 |

広島市告示(東区)第91号  
令和5年12月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月5日から同月19日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                           | 供用開始の期日   |
|-------|---------|----------------------------------|-----------|
| 市道    | 東3区63号線 | 東区中山中町901番地2地先から東区中山中町902番地2地先まで | 令和5年12月5日 |

広島市告示(東区)第92号

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 9 3 号

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第 9 4 号

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

矢賀駅駐輪場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和 5 年 1 2 月 1 4 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（南区）第 1 4 8 号

令和 5 年 1 2 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 4 9 号

令和 5 年 1 2 月 1 日

旭町駐輪場、青崎一丁目駐輪場及び天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 1 1 月 3 0 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 5 0 号

令和 5 年 1 2 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 5 1 号

令和 5 年 1 2 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 5 2 号

令和 5 年 1 2 月 6 日

稲荷町 A 駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和 5 年 1 2 月 5 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 5 3 号

令和 5 年 1 2 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（南区）第 1 5 4 号

令和 5 年 1 2 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙のとおり自転車

等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第155号**

令和5年12月8日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年12月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第156号**

令和5年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第157号**

令和5年12月11日

広島駅南口第三A駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年12月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第158号**

令和5年12月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第159号**

令和5年12月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第160号**

令和5年12月19日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和5年12月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第161号**

令和5年12月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第162号**

令和5年12月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 一団地の区域  
広島市南区西霞町135-1、135-2
- 2 認定番号  
第R05認定通知広島市建30002号
- 3 認定年月日  
令和5年12月28日

~~~~~  
**広島市告示（南区）第163号**

令和5年12月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和 5 年 1 2 月 2 8 日から令和 6 年 1 月 1 7 日まで、広島市南区役所建設部維持管理課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	南 4 区 7 4 号里道	本浦町 7 0 4 番地地先から本浦町 7 0 4 番地地先

広島市告示（西区）第 1 0 8 号

令和 5 年 1 2 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 0 9 号

令和 5 年 1 2 月 4 日

広島市屋外広告物条例第 1 5 条の規定により広告物を除却し、保管したので、同条例第 1 7 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 1 1 0 号

令和 5 年 1 2 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 1 1 号

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 1 2 号

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 1 3 号

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 1 4 号

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 1 5 号

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（西区）第 1 1 6 号

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項又は第 1 1 条第 2 項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別表 略

広島市告示（安佐南区）第113号

令和5年12月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月1日から同月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区123号線	安佐南区八木二丁目207番地地先から安佐南区八木二丁目206番地地先まで	旧	6.00 ～ 9.10	39.00
			新	9.00 ～ 12.00	

広島市告示（安佐南区）第114号

令和5年12月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月1日から同月15日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区123号線	安佐南区八木二丁目207番地地先から安佐南区八木二丁目206番地地先まで	令和5年12月1日

広島市告示（安佐南区）第115号

令和5年12月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南1区263号線	安佐南区川内四丁目4番地1地先から安佐南区川内四丁目77番地32地先まで	旧	3.00 ～ 7.00	25.00
			新	6.00 ～ 8.40	

広島市告示（安佐南区）第116号

令和5年12月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南1区263号線	安佐南区川内四丁目4番地1地先から安佐南区川内四丁目77番地32地先まで	令和5年12月5日

広島市告示（安佐南区）第117号

令和5年12月12日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年12月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第118号

令和5年12月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第14号
- 2 指定年月日 令和5年12月21日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区東野二丁目の939番7、939番1の一部、939番6の一部、943番1の一部及び944番の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.10m～4.20m  
延長 34.52m

広島市告示（安佐南区）第119号

令和5年12月26日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年12月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第120号

令和5年12月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 令和5年12月27日
- 3 路線名 市道 安佐南1区194号線
- 4 道路の位置 起点：広島市安佐南区緑井二丁目3734-19地先  
終点：広島市安佐南区緑井二丁目3734-19地先
- 5 道路延長 6.30メートル
- 6 道路幅員 12.00メートル

広島市告示（安佐北区）第97号

令和5年12月11日

次のとおり市街化区域内の水路の指定を変更します。

その関係図面は、令和5年12月11日から同年12月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	旧	K3-F3-M横川-27-9号水路	可部八丁目2264番地先から同所2249番3地先まで
	新	K3-F3-M横川-27-9号水路	可部八丁目2264番地先から同所2264番地先まで

広島市告示（安佐北区）第98号

令和5年12月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、令和5年12月11日から同年12月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北2区1304号里道	口田南七丁目2729番2地先から同所2728番1地先まで
里道	安佐北2区1304号里道	口田南七丁目2756番2地先から同所乙2761番地先まで
里道	安佐北2区130	口田南七丁目2729番2地先か

水路	K4-F3-M横川-27-57号水路	安佐北区可部八丁目2266番1地先から同所2267番3地先まで
----	--------------------	---------------------------------

広島市告示（安佐北区）第99号

令和5年12月11日

次のとおり市街化区域内の水路を指定します。  
その関係図面は、令和5年12月11日から同年12月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-F3-M横川-27-58号水路	安佐北区可部八丁目2251番6地先から同所2249番3地先まで

広島市告示（安佐北区）第100号

令和5年12月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月13日から同月27日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区88号線	安佐北区大林四丁目3735番地1地先から安佐北区大林四丁目3734番地1地先まで	旧	12.20 ～ 16.20	23.20
			新	12.20 ～ 17.20	

広島市告示（安佐北区）第101号

令和5年12月13日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、令和5年12月13日から同年12月27日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北2区1304号里道	口田南七丁目2729番2地先から同所2728番1地先まで
里道	安佐北2区1304号里道	口田南七丁目2756番2地先から同所乙2761番地先まで
里道	安佐北2区130	口田南七丁目2729番2地先か



7号里道 ら同所2729番1地先まで

広島市告示(安佐北区)第102号

令和5年12月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第10号
2. 指定年月日 令和5年12月26日
3. 道路の位置 広島市安佐北区亀山一丁目の785番1の一部、799番2の一部、800番2の一部、801番2の一部、802番2の一部、809番1の一部、809番1地先里道及び801番2地先水路
4. 幅員及び延長 幅員 4.00メートル
延長 37.13メートル

広島市告示(安佐北区)第103号

令和5年12月28日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年12月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第104号

令和5年12月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により、令和5年12月21日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第97号

令和5年12月5日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月5日から同月19日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員, 敷地の延長. It details road changes in the Anai District, including specific addresses and measurements.

広島市告示(安芸区)第98号

令和5年12月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年12月5日から同月19日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. It provides details on the start of road use for a specific road in the Anai District.

広島市告示(安芸区)第99号

令和5年12月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
2 指定年月日 令和5年12月7日
3 道路の位置 広島市安芸区中野二丁目386番8の一部
4 幅員 4.50メートル
5 延長 29.20メートル

広島市告示(安芸区)第100号

令和5年12月7日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第 1 0 1 号

令和 5 年 1 2 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第 1 0 2 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 9 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸 4 区 4 1 3 号線	安芸区矢野町字大迫 7 3 1 番地 1 地先から安芸区矢野町字大迫 7 3 1 番地 1 地先まで	旧	メートル 7.60 ～ 7.70	メートル 39.90
			新	メートル 7.60 ～ 54.70	メートル 39.90

広島市告示（安芸区）第 1 0 3 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 5 年 1 2 月 2 0 日から令和 6 年 1 月 9 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸 4 区 4 1 3 号線	安芸区矢野町字大迫 7 3 1 番地 1 地先から安芸区矢野町字大迫 7 3 1 番地 1 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 0 日

広島市告示（佐伯区）第 1 2 1 号

令和 5 年 1 2 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去

し、令和 5 年 1 1 月 2 9 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 2 号

令和 5 年 1 2 月 1 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 5 4 年広島市条例 6 5 号）第 1 7 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 3 号

令和 5 年 1 2 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 1 1 月 3 0 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 4 号

令和 5 年 1 2 月 1 日

広島佐伯区役所前駐駐輪場及び広電楽々園駐駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 5 年 1 1 月 3 0 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 5 号

令和 5 年 1 2 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 1 2 月 1 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 2 6 号

令和 5 年 1 2 月 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年12月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第127号  
令和5年12月6日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年12月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第128号  
令和5年12月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年12月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第129号  
令和5年12月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年12月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第130号  
令和5年12月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 指定番号 第6号

- 2 指定年月日 令和5年12月13日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央五丁目の2452番1の一部及び2452番2の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 31.42メートル

広島市告示（佐伯区）第131号  
令和5年12月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年12月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第132号  
令和5年12月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和5年12月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第133号  
令和5年12月20日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和5年12月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第134号  
令和5年12月25日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和5年12月25日から令和6年1月15日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

種類	路線名等	所在（起点及び終点）
----	------	------------

水路	K 3 - H - 6 2 - 4 - 2 0 号水路	佐伯区千同一丁目 4 6 8 番 1 地先 から 同所 4 6 8 番 1 地先まで
----	--------------------------------	--

広島市告示（佐伯区）第 1 3 5 号

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和 5 年 1 2 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 3 6 号

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

広電佐伯区役所前駅駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和 5 年 1 2 月 2 7 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第 1 3 7 号

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条の 2 の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

- 一団地の名称  
広電楽々園
- 一団地の区域  
広島市佐伯区楽々園四丁目の 4 4 4 番 1、4 4 4 番 1 4、4 4 4 番 1 5 及び 4 4 4 番 1 6
- 認定番号  
第 R 0 5 認定通知広島市建 0 0 0 0 4 号
- 認定年月日  
令和 5 年 1 2 月 2 8 日

公 告

公 告  
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

次のとおり、広島市徴税吏員証・固定資産評価補助員証を紛失した届出があったので、紛失の日以降、当該証票を無効とします。

広島市長 松 井 一 實

紛失証票	広島市徴税吏員証・固定資産評価補助員証
交付番号	第 3 4 0 号
交付年月日	令和 5 年 4 月 1 日
紛失年月日	令和 5 年 1 2 月 1 8 日
紛失者氏名	財政局西部市税事務所 広島市徴税吏員 固定資産評価補助員 十川 尚斗

市 議 会 規 則

広島市議会規則第 1 号

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

広島市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市議会議長 母 谷 龍 典

広島市議会会議規則の一部を改正する規則

広島市議会会議規則（昭和 3 1 年広島市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表政策立案検討会議の項中「各会派」を「所属議員が 3 人以上の会派」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

広島市人事委員会規則第 1 1 号

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 飯 田 恭 示

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第 1 条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 5 4 年広島市人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 のエの表中

7 0	6 9
7 1	7 0
7 2	7 0
7 3	7 1

73	を	71	に改め、同表のクの表中
74		72	
74		72	
75		73	
75		74	
76		75	

45	を	46	に改め、同表のコの表中
46		47	
46		48	
47		49	
47		49	
48		50	
48		50	
48		50	
49		51	
49		51	
49		51	
49		51	
50		52	
50		52	
50		52	
51		53	
51		53	
51		53	
52		54	
52		54	
52	54		
52	54		
53	55		
53	55		

18	を	17	に改める。
19		18	
20		18	
21		19	
21		19	
22		20	
22		20	
23		21	
23		22	
24		23	

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成30年広島市人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改める。

附則第7項を削る。

附則第6項中「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)附則第5項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度の末日を超えて在職する職員に対する前項の表の規定の適用については、同表Aの欄中「2以上」とあるのは「1以上」と、同表Bの欄中「1」とあるのは「0」とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和5年広島市人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「おける」の右に「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年広島市条例第29号)附則第5項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第17号

令和5年12月18日

広島市教育委員会議(定例会)を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

広島市監査公表第 3 3 号  
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

- 1 日時 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
- 2 場所 中区役所 6 階教育委員室
- 3 議題

- 広島市監査委員 古川智之
- 同 井戸陽子
- 同 山本昌宏
- 同 平野太祐

【公開予定議題】

- (1) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (代決報告)
- (2) 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について (議案)
- (3) 中央図書館の移転及び郷土資料館サテライト (仮称) の設置に係る敷地の選定及び建築の計画について (議案)

包括外部監査の結果 (指摘事項) に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表について

地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

なお、併せて、広島市長及び広島市水道事業管理者から通知のあった監査の意見に対する対応結果についても、当該通知に係る事項を公表する。

(別紙)

監査公表

令和 4 年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表

(環境局)

- 1 監査結果及び監査意見公表年月日  
令和 5 年 2 月 2 日 (広島市監査公表第 3 号)
- 2 包括外部監査人  
松本 京子
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果通知年月日  
令和 5 年 1 2 月 1 3 日 (広施理第 7 5 号) 及び同月 1 8 日 (広施理第 7 8 号)
- 4 監査のテーマ  
財産に関する事務の執行及び管理について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

- (1) 設置及び管理につき条例の定めがされていなかったことについて (大谷埋立地建設事務所及び揚湯施設建設用地上に建設されている志屋地区暫定ゲートボール場)  
(所管課: 環境局施設部埋立地整備管理課)

監査の結果	措置の内容
<p>広島市によれば、大谷埋立地建設事務所及び揚湯施設建設用地上に建設されている志屋地区暫定ゲートボール場 (以下「本物件」という。) につき、全施設完成後、条例を定めることとしていたようである。しかし、公の施設の設置とは、住民の利用に供する施設の利用を開始することをいう (新版逐条地方自治法第 9 次改訂版 1 1 0 5 頁) とし、全施設完成を待って条例制定するとすれば、当該完成期間が長期にわたる場合、全施設のうち一部を先行して住民の利用に供された公の施設につき、その設置及び管理に関する条例の根拠がないことになり、条例制定により公の施設の設置及び適切な管理を確保しようとした法の趣旨に反する。本物件においても、約 1 0 年以上にわたり、設置管理条例の定めがされていなかった。</p> <p>今後は、公の施設の設置管理の際、長期にわたって条例制定がされていない事態を未然に防止する対策を講じるべきである。</p>	<p>本物件のうち、志屋地区暫定ゲートボール場は、当時計画されていた大谷埋立地の建設を前提として整備することが決まっていた福祉センターの施設整備に先立ち、地元住民からの強い要望を受けて平成 1 1 年 3 月に暫定的に整備したものであり、福祉センターが建設された後に、その施設と一体の公の施設として設置及び管理に関する条例を制定する予定としていた。</p> <p>その後、大谷埋立地建設計画の中止に伴い、福祉センターの整備計画も廃止され、同ゲートボール場については、平成 2 4 年 4 月に地元団体と管理協定を締結し、住民の一般的な共同利用に供する施設ではなくなったが、それまでの間は、公の施設として条例の制定が必要であった。</p> <p>監査結果の公表後、再発防止に向け、条例の制定等を要するかどうかの問題が生じ得る施設の設置を予定する場合は、速やかに関係課と協議を行うよう、注意喚起を行った。</p>

(2) 行政財産の用途廃止をせず普通財産に分類変更していないことについて（大谷埋立地建設事務所及び揚湯施設建設用地上に建設されている志屋地区暫定ゲートボール場並びに笹利スポーツ広場）  
 (所管課：環境局施設部施設課及び環境局施設部埋立地整備管理課)

監査の結果	措置の内容
<p>行政財産と普通財産とは、その管理方法や手続が異なる（地方自治法第238条の4及び第238条の5、広島市財産条例第2条から第5条まで及び第9条、広島市財産規則第3章第4節及び第5節）。</p> <p>そのため、行政財産・普通財産を適切に分類しているかは当該財産の管理方法・手続に直接影響を及ぼす点で極めて重要である。</p> <p>たとえば、地元団体に当該財産の管理を委託する場合でいえば、前者は指定管理者制度、後者は管理協定によることが考えられる。＜中略＞大谷埋立地建設事務所及び揚湯施設建設用地上に建設されている志屋地区暫定ゲートボール場（以下「本物件」という。）についても、行政財産に分類したままであった以上、地元団体に包括的な管理を委託することは適当ではない。</p> <p>なぜなら、「清掃、警備などといった個々の具体的な業務を業務委託契約によって民間業者に個々に委託することはともかく、これらの業務を一の民間事業者に包括的に行わせることは、平成十五年改正の趣旨に鑑みれば原則として適当ではなく、当該民間事業者を指定管理者として指定すべきである」（逐条地方自治法1111頁、地方自治法質疑応答集三〇二七の三頁）からである。</p> <p>本物件については、本来の行政目的を失った平成23年頃の時点で、行政財産の用途廃止を行い、普通財産への分類変更を検討すべきであった。しかし、広島市はその検討を怠り、漫然と本物件を行政財産としてそのまま、地元団体と包括的管理協定を締結した。</p> <p>本物件以外にも、本物件と類似状況の他物件（笹利スポーツ広場）が存在する。</p> <p>同広場は、昭和60年の五日市町合併に伴い引継・取得したもので、公有財産台帳上、行政財産として登録しているが、当初から地元団体に加入する特定の者の利用に供することを目的とし住民の一般的な共同利用に供していなかった。</p> <p>同広場については、昭和60年の時点で、行政財産とするか普通財産とするかを検討すべきであったが、その検討を怠り、漫然と行政財産として分類登録した。</p> <p>したがって本物件及び同広場について、速やかに行政財産の用途廃止を行い、普通財産に分類変更すべきである。</p>	<p>監査の実施を受けて本物件は令和5年1月31日付けで、監査の結果を受けて笹利スポーツ広場は同年3月8日付けでそれぞれ行政財産の用途廃止の上、普通財産へ分類変更を行った。</p>

6 監査の意見及び対応の内容

固定資産台帳上の名称・面積について（筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地） (所管課：環境局施設部埋立地整備管理課)	
監査の意見	対応の内容
<p>本物件の固定資産台帳に記載されている「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）（インフラ資産／土地：一般会計：行政財産：面積なし：取得金額262,627,480円）」「グリーンバンク用地買戻し（インフラ資産／土地：一般会計：行政財産：面積なし：取得金額701,056,230円）」が、土地にもかかわらず面積の記載がないこと、公有財産管理システムに記載がないことについて確認した結果、「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）」は「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地」に係る造成工事費用であり、「グリーンバンク用地買戻し」は「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地」を用地先行取得特別会計から一般会計に買戻した際の会計区分変更に伴い、固定資産台帳に記載されていた。</p> <p>このことから、固定資産台帳に記載された「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）」は土地の造成工事費、「グリーンバンク用地買戻し」は会計区分変更に伴う変更であるため、固定資産台帳上それぞれ土地としての資産とするものではなく、「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地」として同一の資産とわかるよう公有財産管理システムと同様の名称に一致させることが望ましい。</p> <p>また、本物件を精査したところ、面積は76,407㎡であるため、固定資産台帳についても正しい面積に修正することが望ましい。</p>	<p>監査の意見を受けて、令和5年6月に、固定資産台帳に記載されている「玖谷埋立地（筒瀬グリーンバンク広場）」を「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地（造成工事費用）」に、また「グリーンバンク用地買戻し」を「筒瀬グリーンバンク広場（仮称）事業用地（会計区分変更）」にそれぞれ修正した。</p> <p>また、登録が漏れていた2筆の地番を固定資産台帳へ追加し、面積を76,407㎡に修正した。</p>

令和3年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
 (水道局)

- 1 監査意見公表年月日  
 令和4年1月27日（広島市監査公表第2号）
- 2 包括外部監査人  
 中川 和之
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
 令和5年12月12日（広水財第89号及び第90号）
- 4 監査のテーマ  
 水道事業に関する経営管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 幹部会議での審議事項について  
(所管課 水道局企画総務課)

監 査 の 意 見

対 応 の 内 容

現状 (問題点)

広島市水道局幹部会議規程で開催が求められる幹部会議での議事録の保存期限 3 年に該当する令和 2 年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成 3 0 年度幹部会議において、審議実績がゼロである。審議すべき事項が十分に審議されていない可能性がある。

広島市水道局幹部会議規程で開催が求められる幹部会議は、令和 2 年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成 3 0 年度幹部会議の議事録を調査した結果、以下のとおり開催されていることを確認した。しかしながら、保存されている議事録は全て報告事項のものであり、審議事項については、議事録では確認することができなかった。

	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
課長会議	1 0 回 (面談)	1 2 回 (面談)	1 回 (面談) ※開催に代えて 2 回書面で報告
部長会議	3 5 回 (面談)	4 2 回 (面談)	9 回 (面談) ※開催に代えて 1 5 回書面で報告

次に、「令和 2 年度末までに審議された最新の審議事項は何か」という質問を実施した。この質問に対し、保存が求められる 3 年間の議事録には審議事項がなく、それより以前は議事録の保存期限を経過しているため、最新の審議事項が不明との回答を得た。

以下に広島市水道局幹部会議規程を抜粋する。

(構成員)

第 2 条 幹部会議は、部長会議及び課長会議とする。

(付議事項)

第 6 条 幹部会議に付議する事案は、審議事項及び報告事項とする。

2 審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

3 報告事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹部会議で審議決定した事項の執行状況
- (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案
- (3) 市の水道事業の業務の状況を説明する書類に関する事項
- (4) 法令の制定、改廃その他により市の水道事業運営に重要な影響を与える事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

(審議決定事項の実施)

第 7 条 幹部会議において審議決定した事項の実施については、管理者が決定する。

(付議手続)

第 8 条 部課長は、所管事務のうち、幹部会議に付議すべき事案があるときは、速やかに付議を要求しなければならない。

2 部課長は、前項の規定により付議を要求するときは、その要旨及び資料を開催日の 3 日前までに企画総務課長に送付しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

(議事の記録)

第 9 条 企画総務課長は、幹部会議の議事を記録し、かつ、保存しなければならない。

つまり、幹部会議に付議する事案は、当該事項が同規程の審議事項又は報告事項に当たり、部課長が付議すべきと判断したものとなる。

同規程第 6 条で規定される審議事項に該当するか否かは、以下のような評価 (解釈) が含まれ、何を審議事項とするか不明確である。

(例)

- ・(1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項の基本方針とは何か。
- ・(2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項の重要とはどの程度か。
- ・(3) 重要な行事に関する事項の重要とはどの程度か。
- ・(4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項の部課相互の調整とは何か。
- ・(5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項の管理者が必要と認める事項とは何か。

つまり、部課長が、基本方針や重要施策等と評価 (解釈) し、部課長が付議すべきと判断した場合は審議事項となり、幹部会議で審議されることとなる。

広島市水道局幹部会議規程で開催が求められる幹部会議の議事録の保存期限は 3 年である。該当する 3 年間である令和 2 年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成 3 0 年度幹部会議において審議実績がゼロであるということは、以下のことが言える。

当 3 年間 (令和 2 年度、令和元年度、平成 3 0 年度) については、

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項

幹部会議は、広島市水道局幹部会議規程第 1 条に基づき、統一のある水道事業を能率的に遂行するために設置しており、市の水道事業運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議することとしていた。

しかしながら、当該規程を制定した当時 (昭和 3 8 年) と比べると、事務事業が高度化、専門化していることから、幹部会議の審議事項を含め業務の遂行に当たっては、広島市水道局職務権限規程に基づく合議及び事前協議により、関係職位との協議・調整を行っている。

このため、近年は、幹部会議の審議事項として付議された事案がなかったものであるが、監査の意見を受けて、また、上記の実態も踏まえ幹部会議に付議する事案について整理した結果、審議事項を廃止するとともに、報告事項を改めることとし、令和 5 年 4 月 1 日付けで広島市水道局幹部会議規程を改正した。

なお、改正内容については、広島市水道局幹部会議の構成員に周知した。



(5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項について、該当がなかったということになる。  
 何をもって重要とするか、何が基本方針かというような評価（解釈）はここでは問題としないが、審議実績がゼロであることは事実である。  
 幹部会議の審議事項である、(1)市の水道事業運営の基本方針に関する事項、(2)重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項又は(5)前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項、として監査人が審議事項とも考えられる事項について以下①②③の質問を実施した。  
 ① 審議の有無、  
 ② 議事録の有無  
 ③ 実施していない場合はその理由  
 以下に質問及び広島市水道局の回答の一部を記載する。

		①審議の有無	②議事録の有無	③実施していない場合はその理由
1	広島市水道ビジョンの策定	無	無	「広島市水道ビジョン」の策定は、関係課と長期に渡って協議・調整を重ねながら作成するものであり、また、広島市水道局職務権限規程に則って適切に意思決定を行っている。こうしたことから、幹部会議で審議することはなじまない。なお、作成過程において、局内での情報共有は図られており、最終的な成果物も幹部会議へ報告している。
2	中期経営計画の策定	無	無	中期経営計画の策定は、各部門から提出される資料（財政収支等要求資料）を基に作成するものであり、広島市水道局職務権限規程に則って適切に意思決定を行っている。このため、幹部会議で審議することはなじまない。なお、作成過程においては、必要に応じて各部門に対してヒアリング等を行うことで調整を図っており、最終的な成果物は幹部会議へ報告している。
3	広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画	無	無	維持保全計画策定の過程で、方針について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、幹部会議で審議することはなじまない。
4	広島市水道管路維持保全計画	無	無	維持保全計画策定の過程で、方針について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、幹部会議で審議することはなじまない。
5	徴収業務の外部委託（外部委託すること自体の検討）	無	無	徴収業務の外部委託については、組織及び人員に関わることであるため、幹部会議で広く審議する案件にはなじまないと考えられる。このため、管理者以下関係部課長（局次長、営業部長、人事課長、営業課長、業務管理担当課長）で審議し、意思決定を行った。なお、当該外部委託は、広島市行政経営改革推進プランの取組項目としているため、市長へも報告している。
6	施設の統廃合計画	無	無	「広島市水道ビジョン」策定の過程で、各施策について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、幹部会議で審議することはなじまない。
7	府中浄水場の廃止決定について	無	無	「広島市水道ビジョン」策定の過程で、各施策について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、幹部会議で審議することはなじまない。
8	広域連携の「統合以外の連携」を選択することについて	無	無	広域連携の「統合以外の連携」の選択については、広島県水道広域連携協議会における検討を局内関係課と長期に渡って協議・調整を重ねながら行ったものであり、局内での情報共有は図られている。また、市長まで説明を行うとともに、市議会へ報告した上で意思決定を図ったものである。こうしたことから、幹部会議で審議することはなじまず、報告案件としたものである。

このように、上記のいずれについても「幹部会議で審議することはなじまない」ことを、審議しない理由の一つと回答している。これについて他の結果（指摘）、意見と関連する内容について監査人の見解を記載する。

水道料金の徴収業務という基幹業務の一部を委託することは、幹部会議の審議事項の(1)市の水道事業運営の基本方針に関する事項又は、(2)重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項であると考えられる。「ア. 組織及び人員に関わることであるため、幹部会議で広く審議する案件にはなじまないと考えられる。」とあるが、組織及び人員に関わることは広島市水道局の全体に横断的にかかわることでもあり、幹部会議で報告事項として取り扱っているが、むしろ、広く審議したほうが良い案件とも考えられる。また、幹部会議で審議することがなじまないことを理由に幹部会議で審議しなくてよいのであれば、それを理由に審議されないことが慣例となり、幹部会議の審議事項が形骸化してしまうのではないか。

次に広域連携の「統合以外の連携」を選択することについて、令和3年度包括外部監査意見交換会にて、以下の質問を実施した。

	質問内容	回答
1.	広域連携の「統合以外の連携」を選択することについては、市の水道事業運営の基本方針に関する事項か。	広域連携の「統合以外の連携」を選択することについては、市の水道事業運営の基本方針に関する事項である。
2.	広域連携の「統合以外の連携」を選択することについては、市の水道事業運営の基本方針に関する事項にもかかわらず、審議事項としない理由は何か。	① 水道局の幹部会議は、付議すること自体が目的ではなく、統一のある水道事業を能率的に遂行することを目的としている。 ② 幹部会議で審議することはなまず、報告案件としたものである。

これらを踏まえて監査人の見解を記載する。

広域連携の「統合以外の連携」が市の水道事業運営の基本方針に関する事項であるに該当するのであれば、幹部会議にて審議し、議事録を残した方が良いのではないか。

上記の広島市の回答「①水道局の幹部会議は、付議すること自体が目的ではなく、統一のある水道事業を能率的に遂行することを目的としている。」とあるが、広島市水道局幹部会議規程に定める手順を経て、目的を達成できると考えられる。また、他の手段を利用することで目的を達成していると思っても、実は目的が達成されていない可能性もある。

次に、「②幹部会議で審議することはない」とあるが、幹部会議で審議することがないことを理由に幹部会議で審議しなくてよいのであれば、それを理由に審議されないことが慣例となり、幹部会議の審議事項が形骸化してしまうのではないか。実際に、令和 2 年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成 30 年度幹部会議において、審議実績がゼロであり、幹部会議の審議事項について形骸化していると考えられる。

全体的な広島市水道局の考えや主張を以下に記載する。

<p>幹部会議は、①付議すること自体が目的ではなく、統一のある水道事業を能率的に遂行することを目的としています。</p> <p>こうした中、業務の遂行に当たっては、③広島市水道局職務権限規程に基づき、事前協議や合議により、関係職位と協議・調整を行うことで、幹部会議に付議することなく当該目的を達成するものもあり、また、②案件によっては幹部会議に付議することがない性質のものもあります。</p> <p>こうしたことを踏まえて、審議事項については、部課長が案件ごとに状況等を勘案の上、幹部会議に付議するか否かを判断しています。</p> <p>なお、上記のとおり、広島市水道局職務権限規程に基づく事前協議や合議によるものも含め、統一のある水道事業の能率的な遂行は確保しています。</p>
--

※ 審議事項になじまない性質としているもののうち、報告事項として取り扱っている案件もある。

上記①及び②については、前述したとおりである。③については、以下のように考える。

「③広島市水道局職務権限規程に基づき、事前協議や合議により、関係職位と協議・調整を行うことで、幹部会議に付議することなく当該目的を達成するものもあり」とある。以下のとおり、広島市水道局幹部会議規程と広島市水道局職務権限規程の目的は類似している。

規程	目的
広島市水道局幹部会議規程	統一のある水道事業を能率的に遂行するため（左記規程第 1 条）
広島市水道局職務権限規程	事務の遂行の責任体制の確立と事務の組織的かつ能率的な処理を図ること（左記規程第 1 条）

広島市水道局職務権限規程の目的は、「事務の遂行の責任体制の確立と事務の組織的かつ能率的な処理を図ること」であり、「広島市水道局職務権限規程に基づき、事前協議や合議により、関係職位と協議・調整を行うこと」で、広島市水道局幹部会議規程が掲げる目的の「統一のある水道事業を能率的に遂行すること」を達成できると考えられる。この点、広島市水道局職務権限規程があるにもかかわらず、広島市水道局幹部会議規程が存在する趣旨は、特に重要な事項については、合議体で慎重に審議されるべきということであるとされる。この特に重要な事項が以下のとおり審議事項として規定されているものであると考える。

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

また、これらの審議の過程は議事録として残すこととなる。

広島市水道局によると民間企業では、会社法の規定で、重要な業務執行は代表取締役等にその意思決定を任せることができず、取締役会が決しなければならぬとされているが、水道局の幹部会議にはそうした規定はなく、取締役会とは性格を異にするものであるとのことであり、この点については理解し得るところである。

しかし、幹部会議は業務の執行に関して決裁（決定）権限はないものの、事業に関わる高い見識を有する幹部が集まり業務に関して審議（討議・検討）を行う場であると理解する。そのため最終的な決裁は行わないものの、審議の内容が決裁に少なからず影響を及ぼすものと思われ、水道事業の経営管理にとって非常に重要な位置付けにあると考える。

監査人の意見

幹部会議で審議すべき事項は審議されるべきである。しかし、その判断は部課長の評価（解釈）が介入するため、審議事項とされるべき事項も審議事項として付議されないおそれがある。審議事項とするかの判断に部課長の評価（解釈）を極力排除するため、審議事項を整理し、リストアップするなどして

把握・周知していただきたい。また事前にリストアップできない事項については、適宜幹部会議の庶務である企画総務課に相談することが望ましく、審議事項としないと判断した事項は、審議事項としないとした旨及びその理由程度は記録に残すことが望ましい。

(2) 幹部会議での報告事項について  
(所管課：水道局企画総務課)

監査の意見

対応の内容

現状（問題点）

令和2年度について部長会9回、課長会1回の開催実績であり、幹部会議の報告事項が網羅的に審議及び報告されない可能性があるのではないかと判断している。（審議事項については「意見1」参照）

広島市水道局幹部会議規程の第4条に以下のとおり規定されている。

「部長会議は、毎週1回開催する。ただし、都合により中止することがある。2項に、課長会議は、毎月1回開催する。ただし、都合により中止することがある。」

コロナ禍等が理由で、幹部会議の開催が中止され、原則として求められる開催頻度で開催できないことは致し方ない。しかし、報告されるべきものが報告されなくても良いということではない。

幹部会議の開催実績は以下のとおりである。（全て報告事項で審議実績はゼロである。「意見1」参照）

幹部会議	平成30年度	令和元年度	令和2年度
課長会議	10回（面談）	12回（面談）	1回（面談） ※開催に代えて2回書面で報告
部長会議	35回（面談）	42回（面談）	9回（面談） ※開催に代えて15回書面で報告

令和2年度において、課長会議2回及び部長会議15回の合計17回を開催に代えて書面で報告したとしている。この点、広島市水道局が書面で報告したと主張する部長会議15回分に関しては、15回のうち、12回に「部長会議を開催しないこととする事務連絡」が記載されている。（ただし、5月11日分を除いて市議会の市長コメントがメールに添付されている。）

つまり、令和2年度の課長会議1回（面談）、2回（書面）、部長会議9回（面談）、15回（書面：内12回は面談で部長会議を「対面」開催しない旨の事務連絡）で網羅的に報告事項が報告されていない可能性がある。

監査人の意見

広島市水道局幹部会議規程に以下のとおり報告事項が規定されている。

（付議事項）

第6条 幹部会議に付議する事案は、審議事項及び報告事項とする。

（中略）

3 報告事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹部会議で審議決定した事項の執行状況
- (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案
- (3) 市の水道事業の業務の状況を説明する書類に関する事項
- (4) 法令の制定、改廃その他により市の水道事業運営に重要な影響を与える事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

これらの報告事項に該当するとして、平成30年度及び令和元年度の幹部会議は以下のとおり、平成30年度は合計45回（面談）、令和元年度は合計54回（面談）開催されている。

幹部会議	平成30年度	令和元年度	令和2年度
課長会議	10回（面談）	12回（面談）	1回（面談） ※開催に代えて2回書面で報告
部長会議	35回（面談）	42回（面談）	9回（面談） ※開催に代えて15回書面で報告
合計	45回	54回	27回 ※開催に代えて書面で報告したものを含む

一方で、令和2年度は合計27回（面談10回、書面による報告17回）に過ぎない。これは、平成30年度及び令和元年度に不要な報告事項まで報告していたか、令和2年度に報告すべきものが報告されていない可能性がある。幹部の貴重な時間を割いてまで報告する必要がない事項も報告していたならば時間と労力の無駄であるし、令和2年度が報告事項を網羅的に報告できなかったとすると、書面報告の内容の充実やWeb会議を早期導入する等をして、網羅的な報告がされるべきである。

次に「意見1」の審議事項と同様に、幹部会議で報告すべき事項は報告されるべきである。しかし、その判断は部課長の評価（解釈）が介入するため、報告事項とされるべき事項も報告事項として付議されないおそれがある。報告事項とするかの判断に部課長の評価（解釈）を極力排除するため、報告事項を整理し、リストアップするなどして把握・周知することが望まれる。

幹部会議は、広島市水道局幹部会議規程第1条に基づき、統一のある水道事業を能率的に遂行するために設置しており、幹部会議に付議する事案は審議事項及び報告事項としていた。

審議事項は、市の水道事業運営の基本方針や重要施策の策定に関する事項等としていたが、当該規程を制定した当時（昭和38年）と比べると、事務事業が高度化、専門化していることから、こうした業務の遂行に当たっては、広島市水道局職務権限規程に基づく合議及び事前協議により、関係職位との協議・調整を行っており、近年は、幹部会議に付議された事案がなかったものである。

報告事項は、新規事業や重要施策の執行状況等であったが、コロナ禍の影響等により、令和2年度においては付議すべき事案が減少していたものの、必要な事案は適切に付議していた。

このため、監査の意見を受けて、また、上記の実態を踏まえて、幹部会議に付議する事案について整理した結果、審議事項を廃止するとともに、報告事項を改めることとし、令和5年4月1日付けで広島市水道局幹部会議規程を改正した。

なお、改正内容については、広島市水道局幹部会議の構成員に周知した。

また、会議の開催方法については、参集を基本とし、必要に応じてWebを活用することとした。

(3) 中期経営計画のローリングについて  
(所管課：水道局財務課)

監査の意見

対応の内容

現状（問題点）

平成 3 0 年度～平成 3 3 年度の中期経営計画を開示したのちに、平成 3 0 年度の西日本豪雨災害の影響で、主要施策に加わっているが見直し後の中期経営計画が開示されていない。この点について質問をしたところ、中期経営計画の大きな目的として中心となる財政収支計画を基に水道料金改定の要否について示すことにあるとの回答であった。平成 3 0 年 7 月豪雨災害復旧についてはその事業費が当初の財政収支計画に大きな影響を与えるものではないと判断し、中期経営計画の見直しは行わず、年度の予算実績へ反映させるとのことである。

詳細情報

広島市水道局では中期経営計画における財政収支計画で計画期間である 4 年間の財政収支の見直しを立て、資金残高の推移を推計する。資金残高を十分確保できるようであれば、現行水道料金の水準を維持することとしている。つまり中期経営計画の作成は水道料金を改定するか否かを判断するための根拠とすることを一つの大きな目的としている。

しかし、いわゆる中期経営計画の主な役割の一つとして、対象期間における事業が予定どおり進行しているか否かを確かめ、乖離していると認められる場合にはその原因を把握・分析し、事業遂行の軌道修正を行えるようにするというものがある。例えて言えば、航海に出る際の手引のような役割を有するものである。経営環境の大きな変化により中期経営計画対象期間の業績数値が予定数値と乖離する見込みがある場合、多くの民間事業会社では経営計画の見直し（ローリング）を実施する。平成 3 0 年度から平成 3 3 年度の中期経営計画の初年度に西日本豪雨災害が発生した。当災害は確かに水道料金改定をもたらすほどの影響はなかったかもしれないが、対象期間末の財政収支計画の当初見込業績から一定程度乖離する可能性がある場合は、補正を行い、公表する財政収支計画や中期経営計画にも反映させることが無理なく将来をも見据えた業務遂行を可能にし、経営の効率化にも繋がるのではないかとと思われる。

この点について広島市水道局では前出の豪雨災害など大きな事象が発生し、財政収支に影響が見込まれる場合は、一旦財政収支計画にどの程度影響するかの試算、検討は実施しているとのことである。検討の結果、水道料金水準を変更する程度の影響がないものと判断した場合は特に公表済の財政収支計画、中期経営計画の改定は実施せず、年度予算で調整するとのことである。

年度予算は単年度ごとに策定し執行されるが、中期経営計画期間中に比較的影響の少ない災害や経済情勢の変化などの事象が起きたということであれば年度予算で吸収し、取り込むことは可能であるかもしれない。しかし、近年見られるように毎年のように何らかの災害が発生し、新型コロナウイルス感染症感染拡大のように社会的・経済的影響が極めて大きい事象が年度を跨ぐような形で起きた場合、果たして中期経営計画期間中の単年度予算で業務に過大な負担を課さずに吸収されるのかという点である。また、事象の発生により影響があると見込まれる場合は財政収支計画の検討を行うということであるが、その際に事象発生に都度その事象のみの影響について検討し計画からの乖離を見ているのか、もしくはその事象発生も含め、計画期間中にそれまで発生した事象も含めた累積値としての計画への影響を検討しているのかという点がある。現行の中期経営計画の見直しを行わなかったためにその積み残しが次期の中期経営計画に含められ無理が生じることや、積み残しが次期、次々期へと先延ばしされ、必要な施策がいつまでも実施されないこととなってしまうのではないかと懸念も生ずる。

監査人の意見

毎年ローリングをするべきというのではなく、必要な時は一部修正する方針とし、検証は一定期間毎に行う方法でもよいと思われる。本来は水道局自ら検証を実施し、修正の要否を判断し、修正することが望ましいが、例えば当初の間は水道局と利害関係のない第三者である外部専門家による協議会を設置し、事業の遂行や財政収支の状況を踏まえて意見をもらうというのも一つの有効な方法と考える。例えば仙台市では「経営状況や基本計画・中期経営計画の実績評価等に、外部の有識者等から客観的な評価をいただくこと等を目的に、仙台市水道事業経営検討委員会を設置しています。」とあり大学教授等の外部専門家により仙台市水道事業経営検討委員会を設置している。現在の中期経営計画の役割を拡大し最大限経営に活用できるようにするための一つの方法として検討の余地はあると考える。

中期経営計画の実施に当たっては、計画と実績が乖離しているものについては、毎年度の予算編成過程の中でその原因を把握・分析し、その結果を予算へ反映させるとともに、財政収支への影響について試算を行った上で、必要に応じて当該計画の見直しを行うこととしている。

また、当該計画は事業経営の根幹をなすものであることから、経営主体である水道局自らが検証を実施し修正の要否を判断しており、現時点では外部専門家による協議会等の設置は考えていない。

(4) 中期経営計画における P D C A について  
(所管課：水道局財務課)

監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>現状（問題点）</p> <p>中期経営計画は「広島市水道ビジョン」に掲げられている基本理念、施策目標、主要事業、具体的取組を踏まえて中長期的視点に立って計画的に経営を行うため 4 年ごとに策定・公表されている。現在実施中の中期経営計画は平成 3 0 年 2 月に策定された平成 3 0 年度～平成 3 3 年度（令和 3 年度）を対象としている。計画の内容は 4 年間の財政収支計画、主要施策、経営の効率化等としている。また、計画期間中の各年度の実施に当たっては社会経済情勢等の変化を踏まえて各年度予算へ適切に反映させ事業運営を推進するとしている。</p> <p>上記の「広島市水道ビジョン」、「中期経営計画」、「年度予算」の構成の下、適切な業務執行が求められる。これに関して「広島市水道ビジョン」4 5 頁にて P D C A サイクルによる執行管理に言及している。</p>	<p>中期経営計画の実施に当たっては、「広島市水道ビジョン」に記載のとおり P D C A サイクルに基づき社会情勢等の変化を踏まえて各年度予算へ適切に反映させるとともに、その実績についてはこれまでも水道局ホームページにおいて情報提供しているところである。</p>
<p>「広島市水道ビジョン」で掲げた基本理念に沿って着実に施策目標を実現していくためには、計画の執行管理を適切に行い、必要に応じて計画の見直しをする必要があります。これらは計画（P l a n）に基づいて事業を実施（D o）し、その結果を評価（C h e c k）し、改善（A c t i o n）につなげていく、P D C A サイクルに基づいて行います。</p>	<p>監査の意見を受けて、計画期間（平成 3 0 年度～令和 3 年度）の終了後に行う 4 か年を総括した詳細な実績報告において、他都市の</p>

(出典：「広島市水道ビジョン」P45より抜粋)

中期経営計画においてP D C Aサイクルを適用するのであれば、当該中期経営計画内でP D C Aサイクルの状況を知り得るようにすることが望ましい。中期経営計画で計画を明らかにしたのであれば、その実施・遂行状況、結果の評価、改善予定を計画期間途中や次の中期経営計画の中で明らかにすることが必要である。さもなければ第三者は計画された事業内容がどのように実施され、それがどのように評価され、評価結果に基づく改善がどのように予定されているのか知り得ず、P D C Aサイクルが適切に適用されているのかどうか知り得ない。

#### 監査人の意見

中期経営計画にもP D C Aサイクルを適用するのであれば、目標を達成したものについてはその内容を、未達成のものについてはその原因の分析を行い、具体的な改善策を同じ中期経営計画内で明らかにする必要があると考える。

これに対して広島水道局は中期経営計画の実施に当たっては、社会経済情勢等の変化を踏まえて、各年度予算へ適切に反映させていることから、P D C Aサイクルに基づいて行っていると考えているとの回答である。

「現状」でも述べたとおり、広島市水道局は「広島市水道ビジョン」においてP D C Aサイクルに基づいて施策目標の実現に向けて計画の執行管理を行っていくことを明らかにしている。このため、「広島市水道ビジョン」や「中期経営計画」を見る者にとってP D C Aサイクルに基づく業務の執行を容易に理解できる情報提供方法を検討すべきと考える。

この点については、広島市水道局も計画の進捗状況等をより分かりやすく説明していくため、施策ごとの具体的な取組について、広島市水道ビジョンや中期経営計画に数値でどう示していくか、他都市の状況等も参考にしながら検討していきたいと考えているとのことであり、是非検討を進めるよう求めたい。

状況も参考にしつつ、P D C Aサイクルに基づく業務の執行を容易に理解できるよう記載を見直すとともに、各施策の具体的な取組の説明に写真や図表を活用するなど、水道利用者等にとって分かりやすいものとなるよう改善を図った。

